

新市まちづくり計画（案）

くん ふう しん と
薫 風 新 都

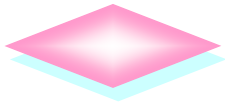
～みんなでつくる・

笑顔あふれる小城市～

小城市合併協議会

目 次

第1章 序論	1
1. 市町村合併をめぐる社会的背景	1
2. 合併により生まれる効果	5
3. 新市まちづくり計画策定の方針	7
第2章 小城郡4町の現状と課題	8
1. 地域の概況	8
2. 人口及び世帯	10
3. 就業構造	13
4. 住民意識調査結果	14
5. まちづくりの主要課題	17
第3章 人口等の見通し	22
1. 将来人口、世帯数の見通し	22
2. 就業人口の見通し	25
第4章 新市の将来像	27
1. 新市のまちづくりの基本理念	27
2. 新市の将来像	29
3. 新市のまちづくりの基本方針	30
4. 新市の都市構造	34
第5章 新市の施策	39
1. 施策体系	39
2. 主要施策	41
第6章 新市における佐賀県事業の推進	77
1. 佐賀県事業の推進	77
2. 新市における佐賀県的主要事業	77
第7章 公共施設の適正配置と統合整備	78
第8章 財政計画	79
1. 前提条件	79
2. 財政計画	81



第1章 序論

1. 市町村合併をめぐる社会的背景

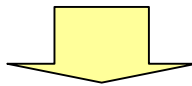
(1) 少子・高齢化の進行（人口減少時代の到来）

わが国は、過去に例を見ないほど急速な少子・高齢化が進行しています。

➤ 昭和48年に約209万人だった出生数が、平成12年には約119万人まで減少しています。

➤ 平成27年には、国民の4人に1人が65歳以上になると予想されています。

小城郡4町でも、昭和55年から平成12年までの20年間で年少人口（14歳以下）比率が約4%減少、老年人口（65歳以上）比率が約7%増加し、少子・高齢化が進行しています。



想定される課題

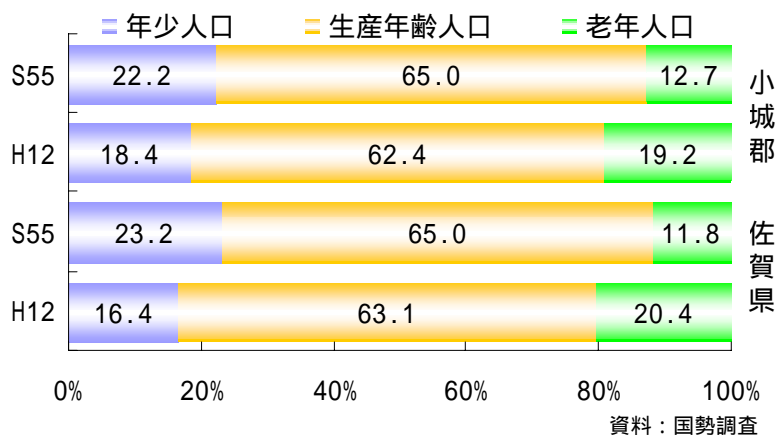
保健・医療・福祉などの分野における財政需要が増大します。

子育てや介護等に係る専門的人材の育成や体制の充実が求められます。

税金を負担する人の減少が進みます。

若い世代の減少により、まちの活力が低下することが懸念されます。

図 年齢3区分別人口の推移

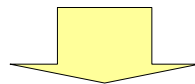


(2) 国と地方の財政状況の悪化

国と地方をあわせた長期債務残高が、平成 14 年度末の見込みで 693 兆円（国民 1 人あたり約 550 万円の借金）に達するなど、わが国の財政は、危機的状況にあるといわれています。

各町の財政は、決して強い状況にあるとはいえません。今後も地方交付税制度の見直しが進められるなど、財政状況はさらに悪化するものと思われる。

しかし、今後も多様さを増す行政サービスの維持・向上に努めることが求められます。

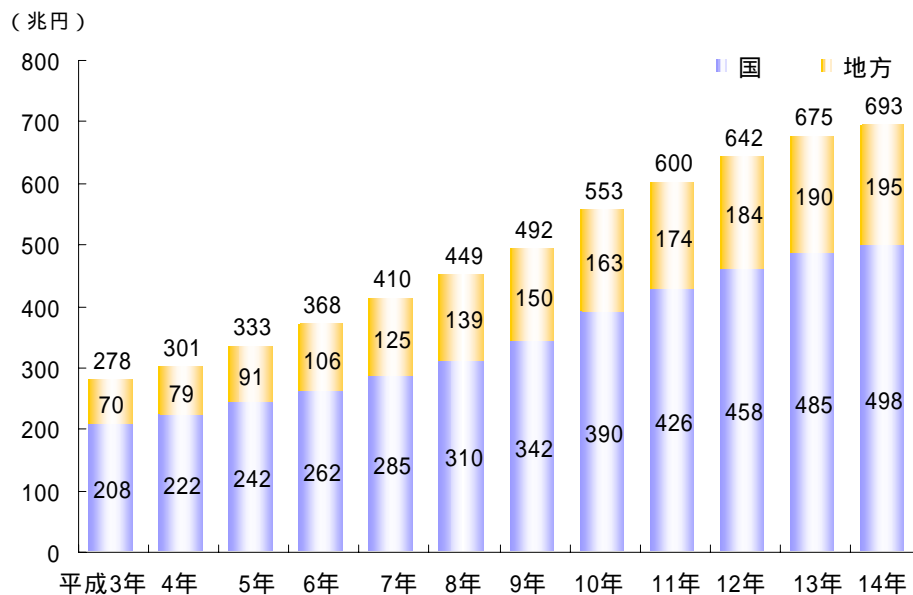


想定される課題

行財政改革の必要性が高まります。

- 効率的な行政運営が求められます。
- 財政基盤の強化が求められます。

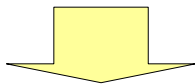
図 国と地方の長期債務残高の推移



(3) 地方分権の進展

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、地方分権社会へと大きく動き出しています。

地方分権の推進により、地方自治体への様々な権限の委譲が進むこととなります。今後は、自治体の能力の違いが地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。



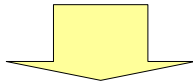
想定される課題

地方自治体の能力向上の必要性が高まります。

- 自己決定・自己責任のもと、行政需要の増大や多様化する住民ニーズに適切に対応していく力が求められます。
- 地域の特色を活かしたまちづくりを進めることなどにより、地域の活力を増大させることが求められます。

(4) 日常生活圏の拡大と広域的行政課題の増大

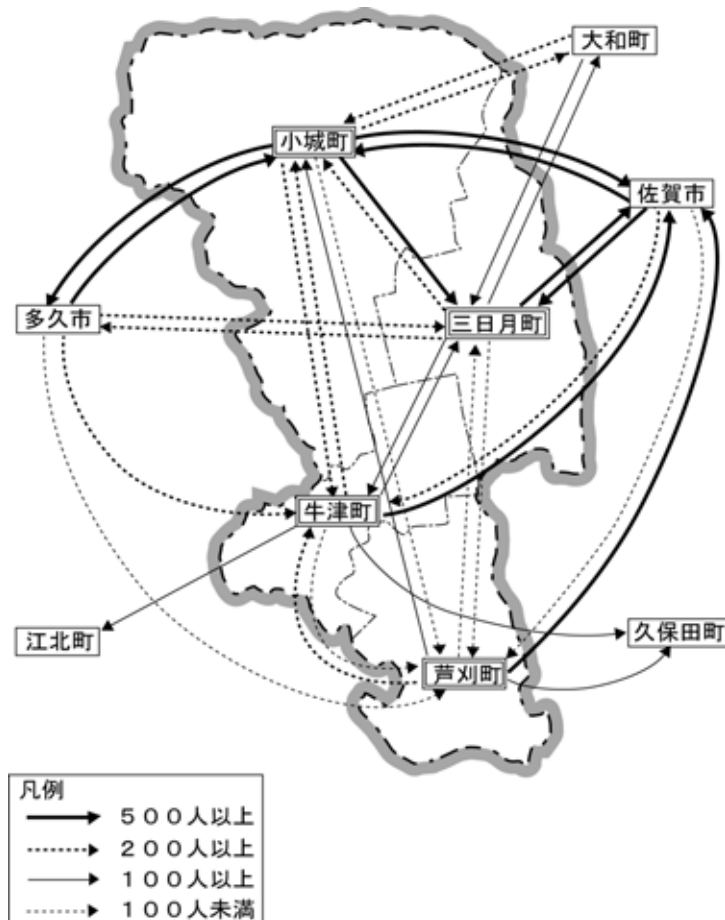
交通・情報通信手段の発達などにより、人々の日常生活圏は拡大しています。小城郡4町でも、人々の日常生活圏は既に町境を越え、周辺市町村まで広がっています。小城郡4町では、し尿処理やゴミ処理などの一部事務組合などによる広域行政が展開され、効率的な事務処理が行われています。しかし、総合的な施策の展開ができないこと、あるいは速やかな意志決定ができないことなど多くの問題があります。



想定される課題

生活実態に即した行政サービスの展開が求められます。
住民ニーズに即応できる広域的な取り組みを確立することが求められます。

図 通勤・通学先の状況（平成12年）



2 . 合併により生まれる効果

(1) 住民の利便性が向上します

利用できる窓口が増え、住まいや勤務地の近くでの利用が可能となります。
各町のスポーツ施設、文化施設などを同じ条件で相互に利用できるようになります。
日常生活圏に即した学校区の見直しなどが可能となります。

(2) 住民サービスの多様化・高度化が図られます

小さなまちでは、配置できなかった専任の職員を置くことができ、より多様な個性ある行政サービスの提供が可能となります。
総務部門や企画部門などの管理部門が統合され、専門的職員の採用が可能となります。アンケートで要望が多かった保健・医療・福祉等に関するサービスを充実することも可能となります。

(3) 行財政の効率化が図られます

町長などの特別職や議員の他各種委員会などの委員数が減少します。また、職員定数の適正化が図られるなど、人件費を削減することが可能となります。
「広域的視点に立ったまちづくり」を展開することで、重複投資などが避けられ、効率的な財政運営が可能となります。
削減できる経費を新たな行政サービスに活用することにより、効果的な財政運営が可能となります。

(4) 広域的視点に立ったまちづくりが展開できます

広域的視点に立ち、公共施設や道路等の生活基盤の計画的な整備が図られるなど、調和のとれたまちづくりを進めることが可能となります。

それぞれの地域の特色を活かした地域別整備方針（ゾーニング）を定めることにより、魅力あるまちづくりを進めることができます。

各地域の有する資源（例えば、山（渓谷）、田園、海まで多彩に広がる自然資源）を連携させ、地域全体の魅力として、交流や観光の促進、産業の振興などに活用していくことができます。

(5) 重点的な投資による基盤整備が行えます

財政の規模の拡大などにより、重点的な投資が可能となります。

アンケートで要望が多かった下水道や情報通信基盤の整備など、地域全体が発展できるような事業などの実施が可能となります。

(6) 地域のイメージアップと総合的な活性化が期待されます

小城郡 4 町が合併すると、人口約 45,000 人、面積約 100km²の規模を有することとなり、人口規模では現在の武雄市を上回る都市が誕生することとなります。

地域のイメージや知名度が向上し、地域外に向けての情報の発信力が強化されます。このことで、既存の産業の活性化や企業誘致力の強化、定住化の促進といった効果も期待されます。

3 . 新市まちづくり計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画は、小城郡 4 町の合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく計画的な施策を実現することにより、小城郡 4 町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市の均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、新市の進むべき具体的な方向については、新市において策定する基本構想、基本計画などに委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、これを実現するための主要施策、公共施設の適正配置と統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策、公共施設の適正配置と統合整備及び財政計画は、合併後、概ね 10 年間について定めるものとします。

1. 地域の概況

(1) 位置・地勢

小城郡4町は、佐賀県のほぼ中央にあり、佐賀平野の西端、県庁所在都市・佐賀市に隣接している地域です。佐賀市の西方約10km、車で20分の位置にあり、福岡市へ70km、長崎市へ100kmの距離にあります。

地勢的には、北部に天山山系がそびえ、中央部は肥沃な佐賀平野が開けています。また、南部には農業用排水路のクリーク地帯が縦横に広がり、日本一の干潟・有明海に面しています。天山山系から源を發し流れ下る祇園川、晴気川、牛津川は、扇状地を形成し、佐賀平野を潤して有明海へと注いでいます。

気候は、夏は高温多湿でやや蒸し暑く、冬は乾燥した北西の季節風（天山おろし）が強いのが特徴です。

天山県立公園、ムツゴロウ・シオマネキ保護区に代表される、貴重で豊かな自然資源を有しています。

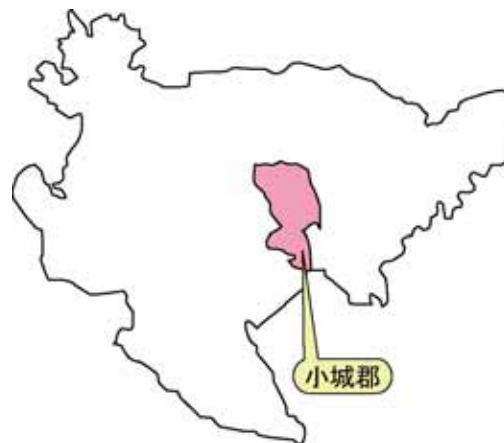
小城郡4町の面積は、95.85k m²で県土の3.93%を占めています。

表 小城郡4町の面積

	面積(単位: k m ²)
小城町	45.39
三日月町	20.53
牛津町	13.26
芦刈町	16.67
小城郡計:A	95.85
県計:B	2,439.23
A/B (%)	3.93

資料:平成12年国勢調査

図 小城郡の位置



(2) 歴史

小城郡 4 町には、貴重な歴史文化資源が豊富にあります。小城町は、鎌倉・室町時代に千葉城を中心とした中世都市、江戸時代には小城鍋島藩城下町として繁栄しました。三日月町は、弥生時代に土生遺跡を中心に大陸との交流が盛んに行われ、また戦国・江戸時代の千葉氏、小城藩の米どころとして栄えました。牛津町は、江戸時代から長崎街道の宿場町、また牛津川の港町として栄え、“西の浪花”と呼ばれました。芦刈町は、鎌倉時代のおわりから干拓が始まり、戦国時代には徳島氏、鴨打氏などの武将が活躍し、農漁業のまちとして栄えました。

(3) 交通

小城郡 4 町の中央部を国道 34 号、207 号と JR 長崎本線が通過しています。北部には、長崎自動車道が通過し、佐賀大和 IC や多久 IC に近い位置にあります。また、佐賀市方面と唐津市方面を結ぶ分岐点にあたり、国道 203 号と JR 唐津線が走っています。

南部には、佐賀市方面と鹿島市方面を結ぶ国道 444 号が通過しています。

鉄道駅として、JR 唐津線の小城駅、JR 長崎本線の牛津駅、久保田駅の 3 駅があるなど、交通の要衝となっています。

図 小城郡 4 町の交通条件



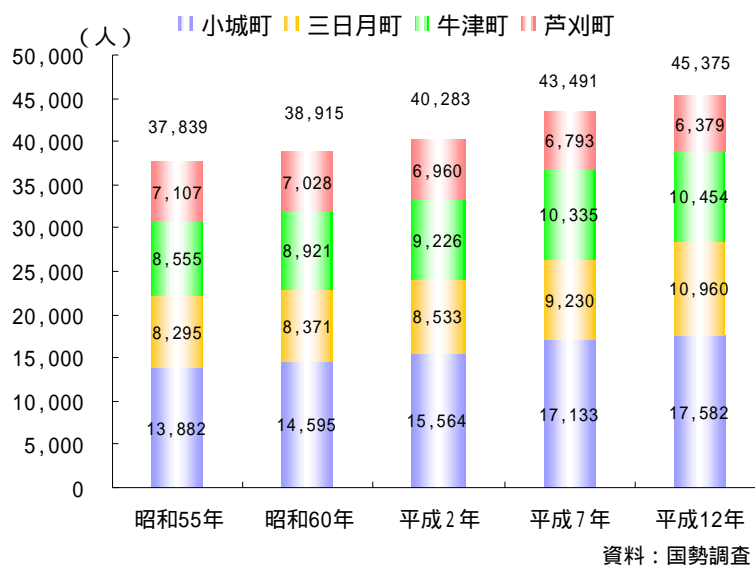
2. 人口及び世帯

(1) 人口の推移

小城郡4町の人口は、45,375人（平成12年）となっています。佐賀県全体の人口は平成7年を境に減少に転じたのに対して、小城郡4町では人口の増加が続いています。

町別にみると、三日月町の増加傾向が著しく、小城町、牛津町も若干の増加となっていますが、芦刈町は減少傾向が続いています。

図 人口の推移



(2) 世帯数の推移

小城郡4町の世帯数は、13,195世帯(平成12年)となっており、年々増加する傾向にあります。平成7年から12年における増減率10.9%をみても、佐賀県全体の増減率の4.1%を大きく上回っています。

町別にみると、特に三日月町の増加傾向が高く、平成7年から12年では28.7%と大きく伸びています。

小城郡4町の一戸あたりの人数は、3.44人(平成12年)で、佐賀県全体の3.15人を上回っていますが、各町とも減少する傾向にあります。

図 世帯数の推移

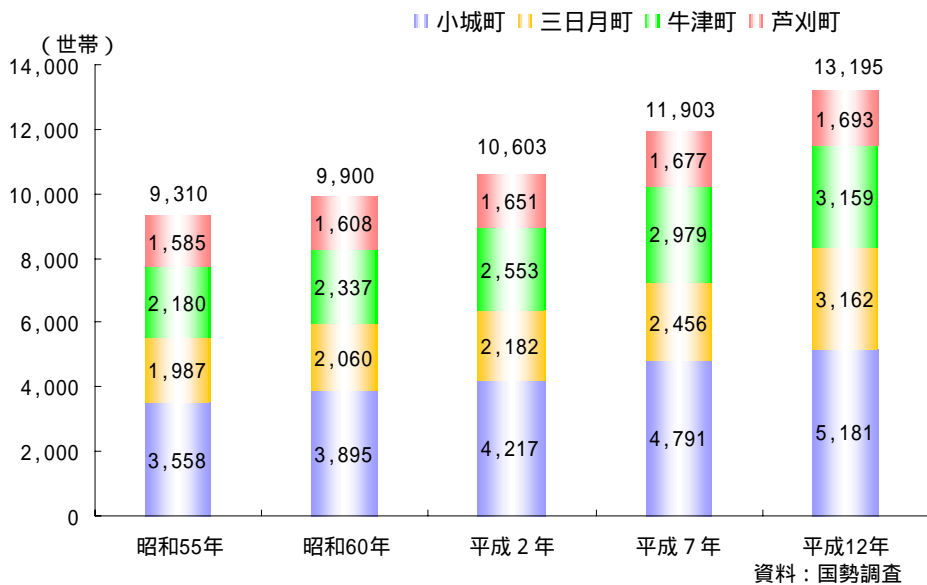
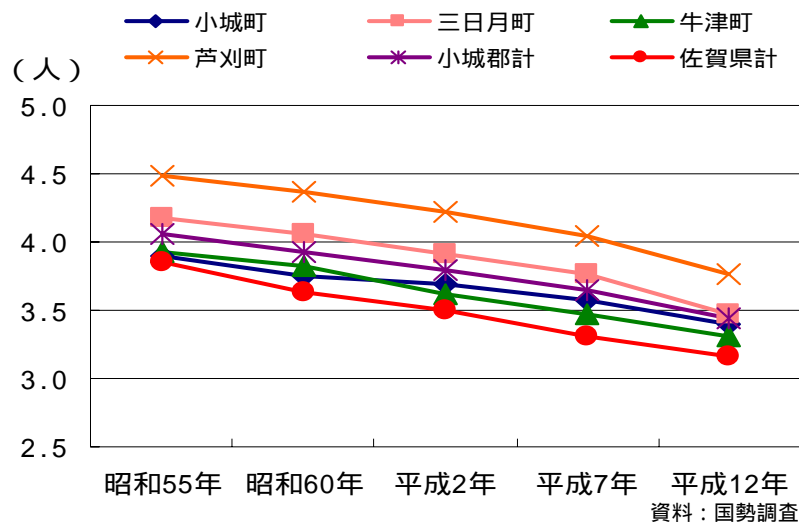


図 平均世帯人員の推移



(3) 年齢3区分別人口の推移

小城郡4町の年齢3区分別人口（構成比）をみると、老年人口が増加する傾向にあります。その一方で、年少人口、生産年齢人口は微減の傾向が続いています。

町別にみると、芦刈町の老年人口の高さ（23.0%）、三日月町の年少人口の高さ（19.7%）が際立っています（平成12年）。

図 小城郡計と佐賀県計との比較（年齢3区分別人口の構成比）

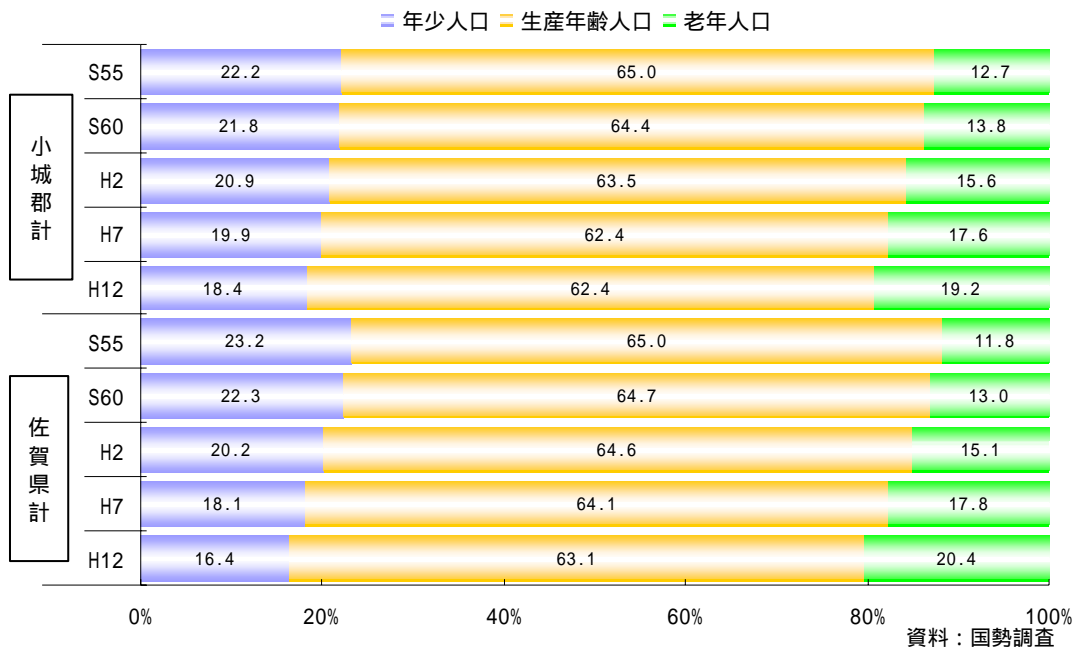
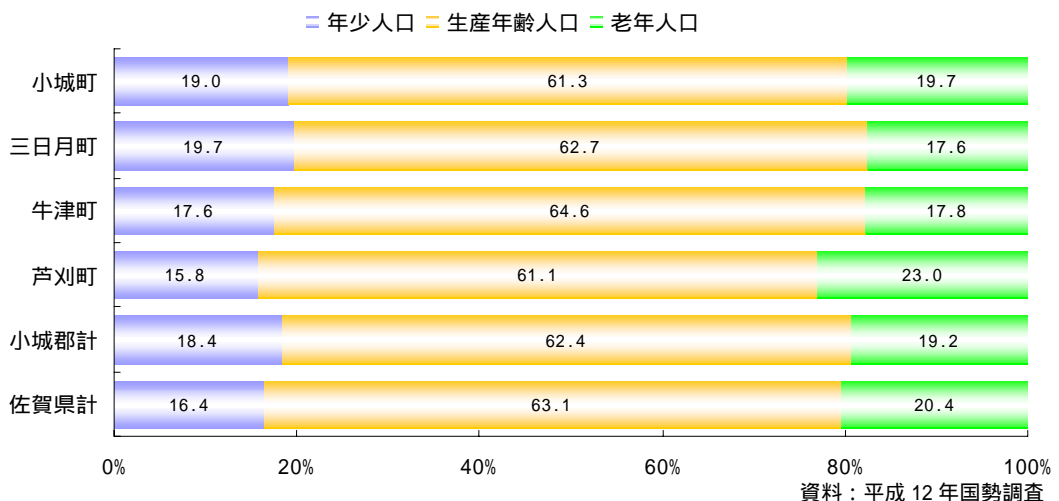


図 町別年齢3区分別人口の構成比



* 「年齢不詳」を含むため、必ずしも合計は100%とはならない。

* 年齢3区分とは、0～14歳の年少人口、15～64歳が生産年齢人口、65歳以上の老年人口をいう。

3 . 就業構造

小城郡 4 町の就業構造は、第 1 次産業が急速に減少し、第 2 次産業が横ばい、第 3 次産業が増加しています。

平成 12 年現在の構成比は、第 1 次産業が 12.1%、第 2 次産業が 26.8%、第 3 次産業が 61.1%であり、佐賀県全体と概ね同様な構造となっています。

町別にみると、芦刈町の第 1 次産業の高さ（26.2%）及び第 3 次産業の低さ（47.7%）が際立っており、他町と大きく異なる構造となっています。

図 産業別就業者構成比の推移

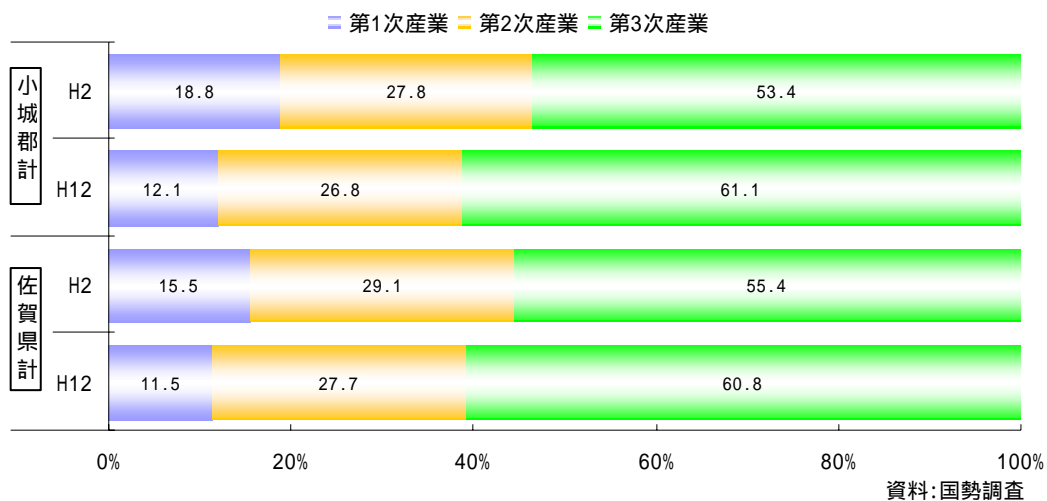
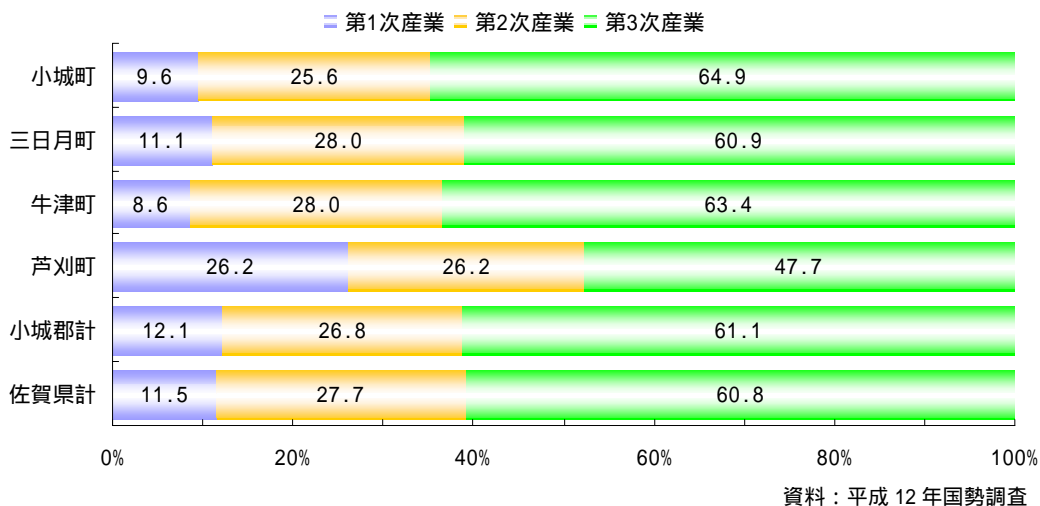


図 町別就業者の構成比



- * 総数には不明を除いたところで示している。
- * 産業区分 - 1 次産業：農林水産業
 - 2 次産業：鉱業・建設業・製造業
 - 3 次産業：サービス業 等

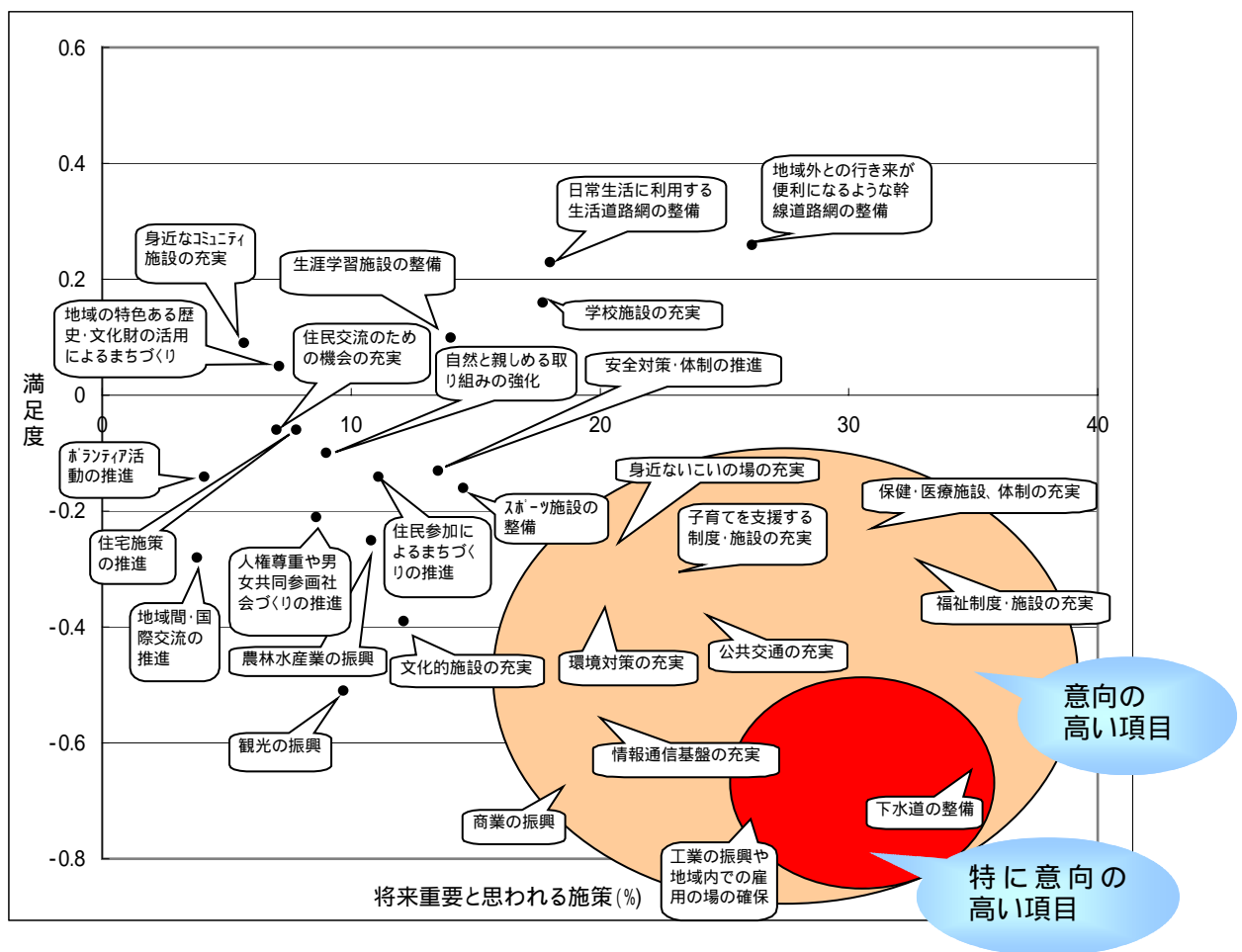
4 . 住民意識調査結果

ここでは、主要なアンケート調査結果を抜粋して掲載します。

(1) 現状の満足度と重要施策

下の図は、「現状の満足度」の評価と「将来重要と思われる施策」の回答割合を併せたものです。

図 現状の満足度と重要施策



住民の皆さんの意向として、今後特に求められる施策は、「現状での満足度が低く」、「将来重要と思われる施策」と考えられます。

こうした傾向が特に高い項目として、「下水道の整備」、「工業の振興や地域内での雇用の場の確保」があげられています。続いて、「商業の振興」、「情報通信基盤の充実」、「福祉制度・施設の充実」、「保健・医療施設、体制の充実」などの項目もあげられています。

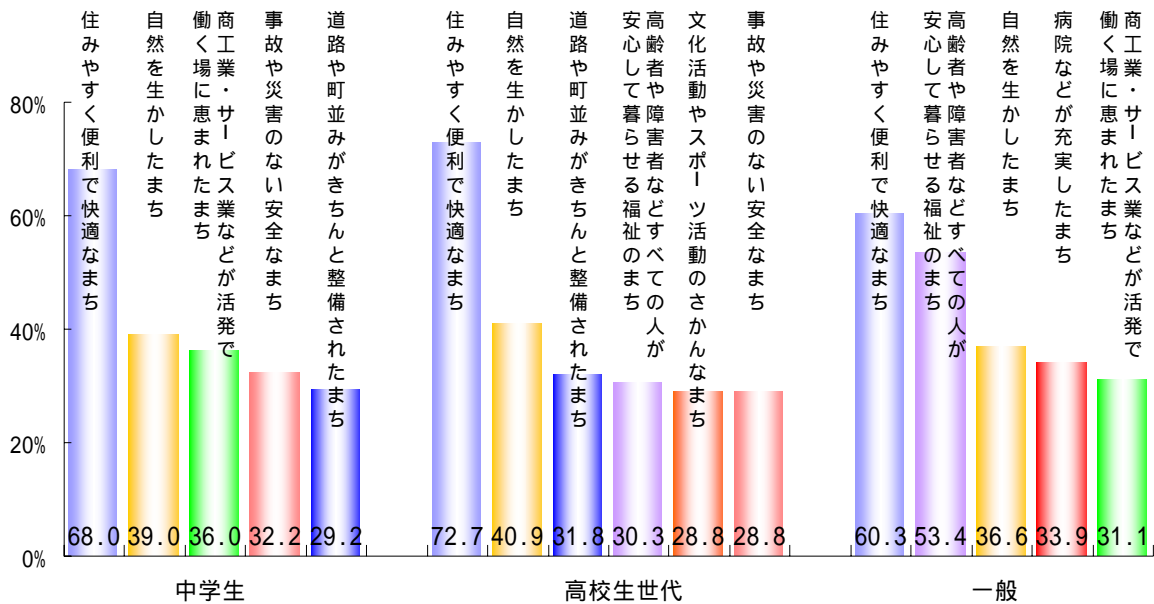
(2) 合併後の将来像

小城郡 4 町が将来的にどのようなまちになっていけばよいと考えているか、中学生、高校生世代（16～18 歳）、高校生世代を除く一般の 3 つの年齢層に区分して比較しました。

どの年齢層でも、「住みやすく、便利で快適なまち」が最も高い割合になっています。

中学生では、他の年齢層と比べて「商工業・サービス業の活性化」といった「賑わい」に関連する項目が高く、高校生世代では、「自然」に関連する項目のほか、「道路や町並みの整備」についての項目が高くなっています。一般では、「福祉のまち」、「病院などの充実」といった「日常生活」に関連する項目が高くなっています。

図 合併後の将来像の比較



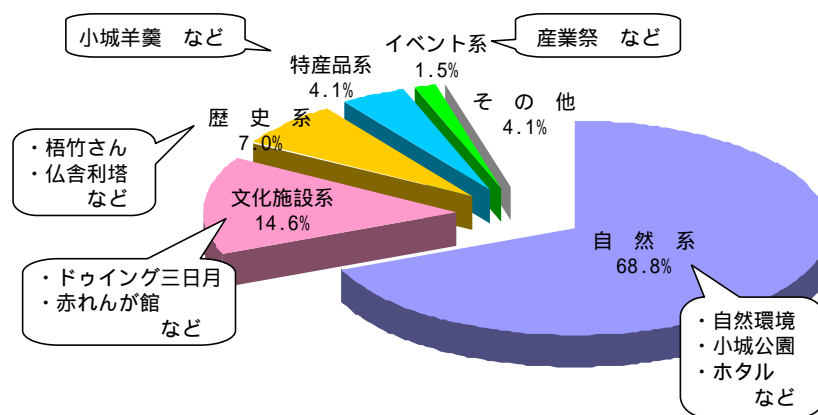
(3) わがまちの自慢できるものや好きな場所、他にはない特色

中学生に現在住んでいるまちの「自慢できるものや好きな場所、他にはない特色」について、自由に記述していただきました。

その結果、「自然環境が良いこと」が特に多く(130票)、次いで「小城公園(桜を含む)」(81票)となりました。

これらの主要な回答を類型化したところ、自然に関する内容が全体の約7割を占め、「自然」が地域の自慢、好きな要素となっていることがわかります。

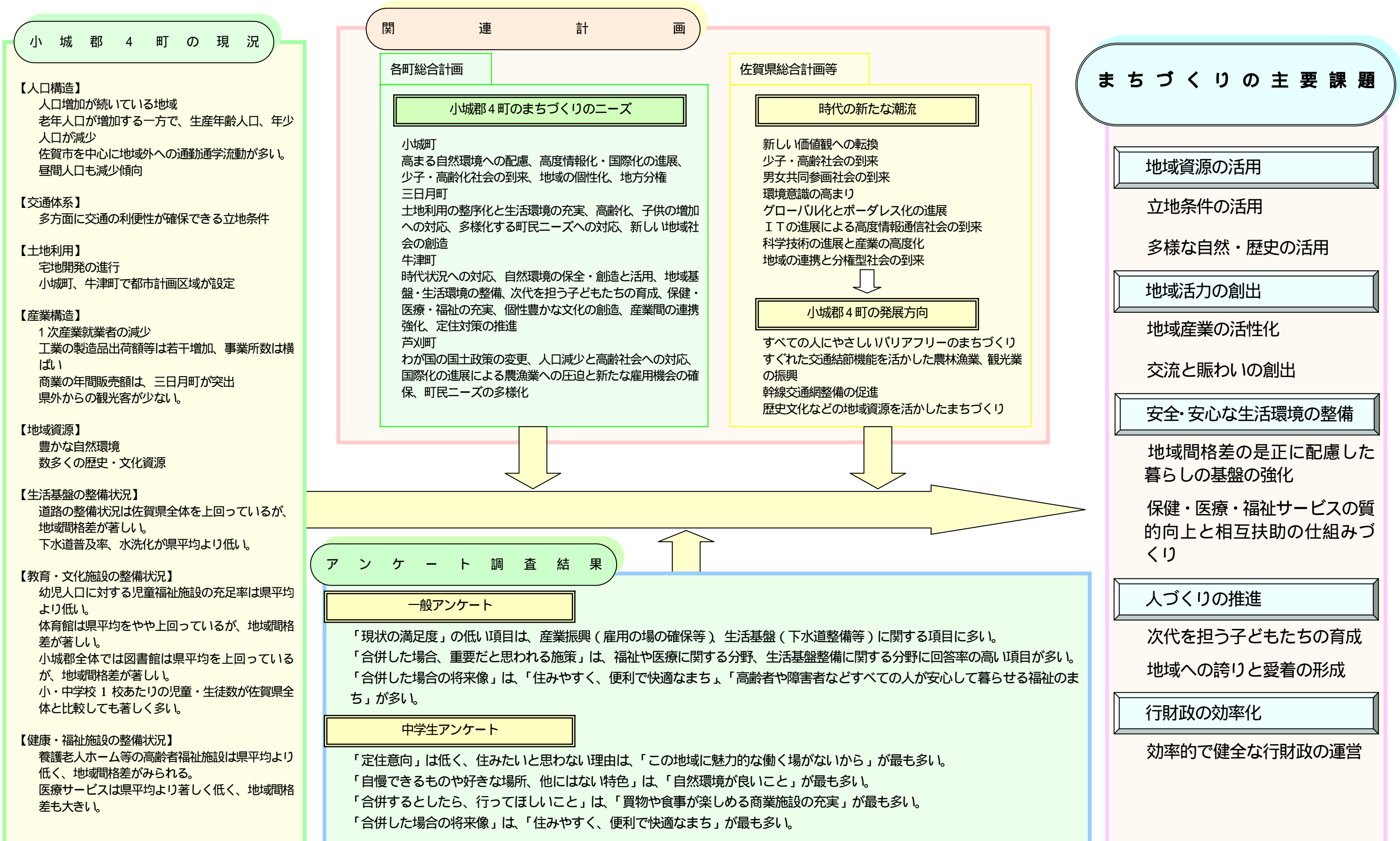
図 わがまちの自慢できるものや好きな場所、他にはない特色



総数：542票

5. まちづくりの主要課題

地域の現況、関連計画、アンケート結果等を踏まえ、当地域のまちづくりの主要課題を以下のとおり設定します。



(1) 地域資源の活用

1) 立地条件の活用

小城郡 4 町には、JR 線、国道網などが走り、多方面に交通の利便性が確保された恵まれた交通立地条件を有しています。

- 関連計画においても、優れた交通結節機能を活かした産業の振興がうたわれています。
- しかし、地域の産業の低迷、県外からの観光客数が少ないなど、この優位性を十分に活かしているとはいえません。



広域交通の要衝という立地条件の優位性を積極的に活用する必要があります。

2) 多様な自然・歴史の活用

- 小城郡 4 町は、古代～中世～近世にわたる数々の歴史文化資源を有しています。
- 山林、河川、田園風景、クリーク、海岸、干潟など、山から海までの多彩な自然環境があります。
- 自然環境がよいことが、地域の「自慢、好きなもの」となっています。〈中学生アンケート〉



自然環境や歴史文化資源は、地域固有の財産です。この財産を保全するとともに、まちづくり、うるおいのある生活環境、教育、産業の活性化等様々な面で活用する必要があります。

(2) 地域活力の創出

1) 地域産業の活性化

- 小城郡 4 町の農漁業は、就業者の減少、後継者不足等多くの課題を有しています。
- 工業にあっても、製造品出荷額等の伸びが小さいなど、長引く不況もあって、厳しい状況にあります。
- 現状の商工業の活性化に関する満足度が低く、中学生を中心として商業施設の充実への要望が高くなっています。〈一般・中学生アンケート〉



産業基盤の強化、地域資源を活かした新たな地域産業づくりを促進するなど、地域産業の活性化が求められています。

2) 交流と賑わいの創出

- 小城郡 4 町では、少子・高齢化、農漁業従事者の減少、後継者不足、昼夜間人口比率の減少などが進んでいます。
- 住民の日常生活行動は、既に行政界（町界）を越えた広がりをみせています。
- まちが元気になるアイデアとして、交流イベントの開催や施設の整備に対する要望が多くなっています。〈中学生アンケート（自由記述）〉



合併を契機に、一つのまちとして地域内外の多彩な交流を促進し、まちに賑わいを創出することが求められています。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

1) 地域間格差の是正に配慮した暮らしの基盤の強化

- 小城郡 4 町では、下水道等の生活基盤の立ち遅れがみられます。
 - 道路などの都市基盤の整備状況や、学校や図書館等の施設の充実度に地域間の格差が生じています。
- 将来のまちとして、「住みやすく、便利で快適なまち」を望む声が最も多くなっています。〈一般・中学生アンケート〉



地域間格差の是正に配慮しながら、暮らしの基盤を強化し、小城郡 4 町内のどこに住んでも便利で快適な生活ができる環境を創造していく必要があります。

2) 保健・医療・福祉サービスの質的向上と相互扶助の仕組みづくり

小城郡4町では、医療サービス、福祉サービスの立ち遅れがみられます。

少子・高齢社会への対応の必要性は、各町に共通する認識です。〈各町総合計画等〉

○「保健・医療施設、体制の充実」、「福祉制度・施設の充実」といった分野への住民の要望が多くなっています。〈一般アンケート〉

○各町の財政状況は悪化しており、今後、これまでの行政サービス水準の維持は困難です。

一方、「人権尊重や男女共同参画社会づくりの推進」、「ボランティア活動の推進」といった住民が主体となって取り組める施策については、将来の重要施策としての認識は低くなっています。〈一般アンケート〉



本格的な少子・高齢社会の到来に向け、だれもが安心して生活できる保健・医療・福祉サービスの質的な向上を図ることが重要です。特に、今後のまちづくりにあっては、住民自らが相互に自立してともに支え合う仕組みをつくることが求められます。

(4) 人づくりの推進

1) 次代を担う子どもたちの育成

- 小城郡4町内の小・中学校は、1校あたりの児童・生徒数が佐賀県全体と比較すると著しく多く、学校教育環境が良好とはいえません。
- 若者の定住意向が低くなっています。〈中学生アンケート〉
- 農漁業の後継者不足等の課題や昼夜間人口比率の減少など、まちや産業の活力が低下しつつあります。



教育環境を充実させ、感性、自立性・個性に富んだ子どもたちや産業、まちづくりにおける次世代を担うリーダーの育成が重要です。

2) 地域への誇りと愛着の形成

- 小城郡4町は、個性ある自然環境、歴史資源を多数有しています。
- 将来もこの地域に「住みたい」理由は、「この地域が好きだから」が最も多くなっています。〈中学生アンケート〉
- 文化的施設の充実度に対する満足度が低くなっています。〈一般アンケート〉
- また、小城郡4町では、図書館等の社会教育施設の整備状況に地域間で格差があり、だれもが地域を学習する環境が不足しています。



地域を知り、再認識する機会を創出するため、だれもが地域を学ぶことができる機会を創出し、地域への誇りと愛着の心を育むことが重要です。

(5) 行財政の効率化

1) 効率的で健全な行財政の運営

- 各町は、財政構造が硬直化する懸念があるなど、健全な状況とはいえません。
- 地方分権が進む中、地方自治体にとっては、これまで以上に行政能力の向上が求められます。
- 今後、交付税等の減少も予想される中、財源確保も厳しくなると考えられます。



地方分権時代を迎えるに当たって、効率的で健全な行財政運営を進めていくことが求められます。

1. 将来人口、世帯数の見通し

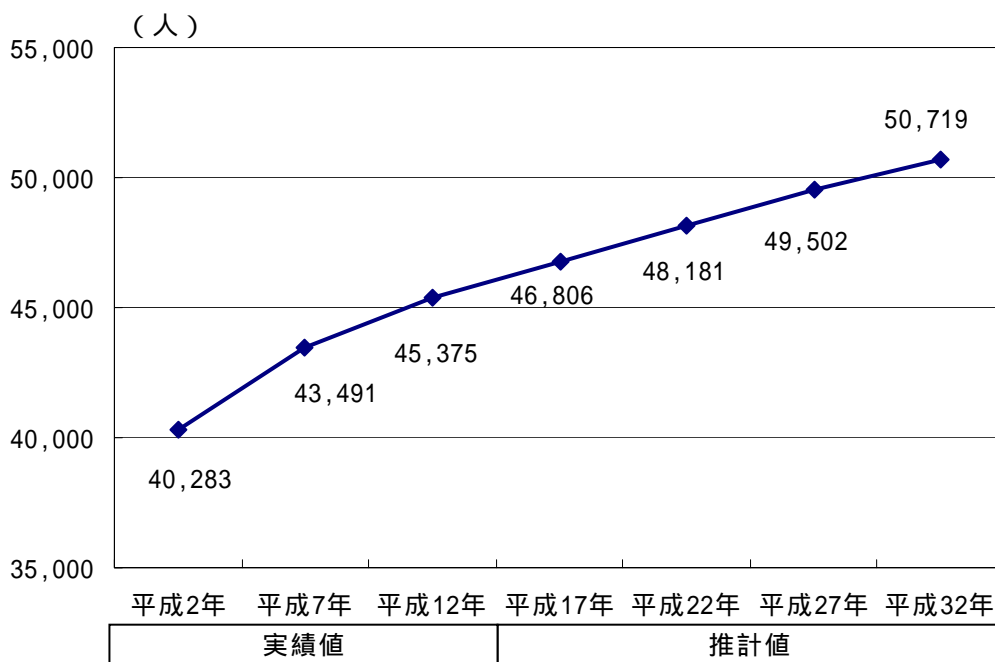
将来人口等の見通しは、合併後概ね 15 年後の平成 32 年時点での推計を行っています。

(1) 総人口

平成 32 年における総人口は、50,719 人になると推計されます。
将来においても、総人口は増加傾向を続けるものと予測されます。

総人口の見通しとしては、平成 32 年時点で、50,700 人と想定します。

図 総人口の実績と推計値



推計の方法

- ・ 平成 7 年と平成 12 年の国勢調査による人口をもとに、主にコーホート要因法を用いて推計しています。

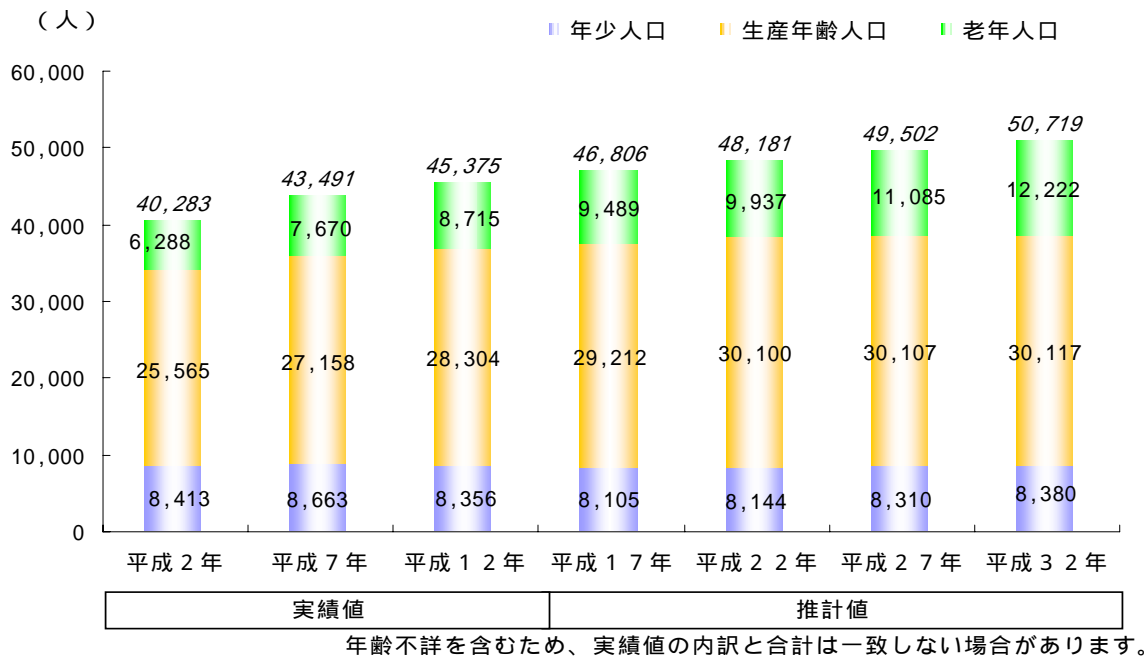
(2) 年齢 3 区分別人口

平成 32 年における年齢 3 区分別の人口は、年少人口（0～14 歳）8,380 人、生産年齢人口（15～64 歳）30,117 人、老年人口（65 歳以上）12,222 人になると推計されます。

将来においては、老年人口は増加傾向を続け、生産年齢人口及び年少人口は横ばいの傾向になると予測されます。

年齢 3 区分別人口の見通しとしては、平成 32 年時点で、年少人口（0～14 歳）8,400 人（16.5%）、生産年齢人口（15～64 歳）30,100 人（59.4%）、老年人口（65 歳以上）12,200 人（24.1%）になると想定します。

図 年齢 3 区分別人口の実績と推計値



推計の方法

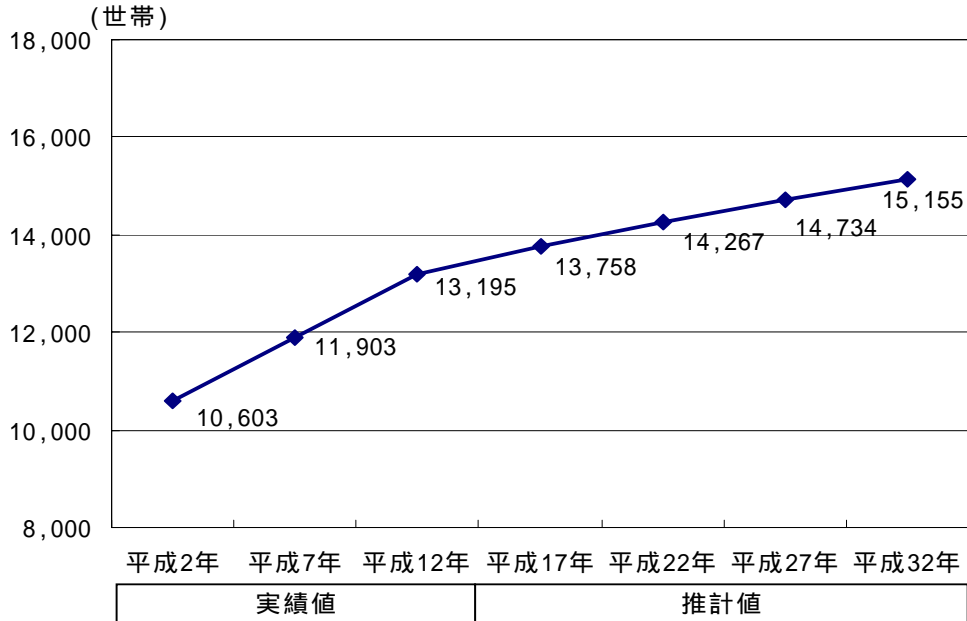
- ・ 総人口の算出過程で併せて算出しています。

(3) 世帯数

平成 32 年における世帯数は、15,155 世帯になると推計されます。
将来においても、世帯数は増加傾向を続けるものと予測されます。

世帯数の見通しとしては、平成 32 年時点で、15,200 世帯と想定します。

図 世帯数の実績と推計値



推計の方法

- ・ 1 世帯あたり人員を過去の実績値から、トレンド法により推計しています。
- ・ 総人口の推計値をこの 1 世帯あたり人員推計値で除して将来の世帯数を算出しています。

表 人口、世帯数の推計結果

単位：人、世帯

	実績値			推計値			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	40,283	43,491	45,375	46,806	48,181	49,502	50,719
年齢3区分別人口	年少人口	8,413	8,663	8,356	8,105	8,144	8,380
	0~14歳	20.9%	19.9%	18.4%	17.3%	16.9%	16.5%
	生産年齢人口	25,565	27,158	28,304	29,212	30,100	30,107
	15~64歳	63.5%	62.4%	62.4%	62.4%	62.5%	60.8%
	老年人口	6,288	7,670	8,715	9,489	9,937	11,085
	65歳以上	15.6%	17.6%	19.2%	20.3%	20.6%	22.4%
世帯数	10,603	11,903	13,195	13,758	14,267	14,734	15,155
1世帯あたり人員	3.80	3.65	3.44	3.40	3.38	3.36	3.35

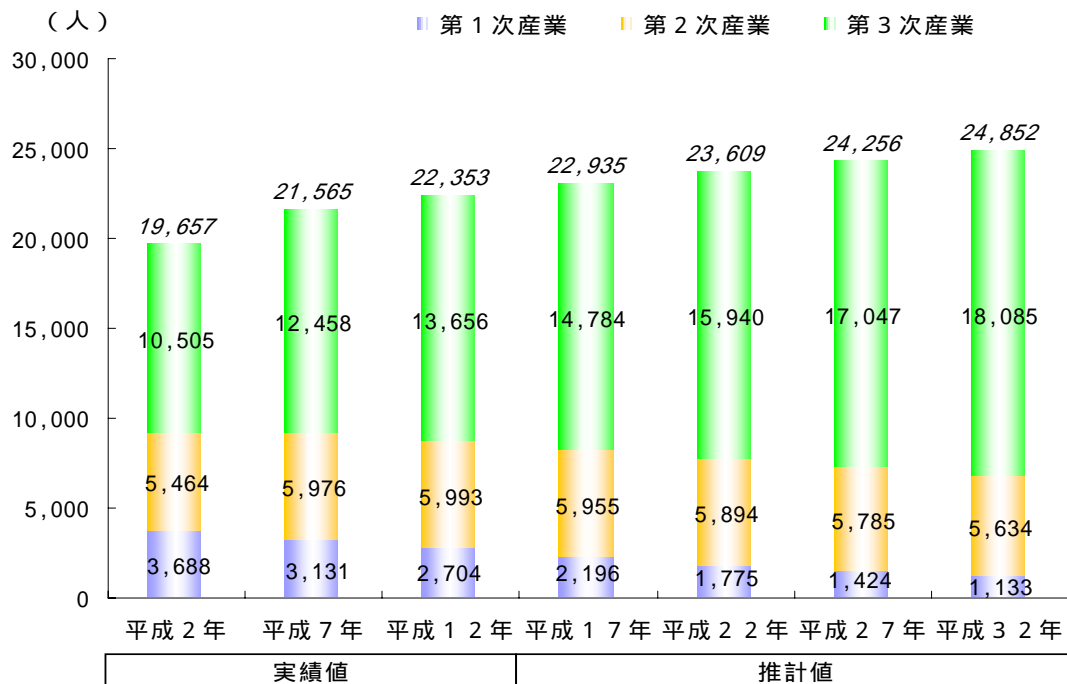
2. 就業人口の見通し

平成 32 年における総就業人口は、24,852 人になると推計されます。産業別就業人口は、第 1 次産業が 1,133 人、第 2 次産業が 5,634 人、第 3 次産業が 18,085 人になると推計されます。

将来においては、就業人口、比率とも、第 1 次産業は減少傾向、第 2 次産業は減少に転じ、第 3 次産業は増加傾向が続くものと予測されます。

就業人口の見通しとしては、平成 32 年時点で、第 1 次産業が 1,100 人(4.4%)、第 2 次産業が 5,700 人(22.9%)、第 3 次産業が 18,100 人(72.7%)と想定します。

図 就業人口の実績と推計値



推計の方法

- ・ 「総人口と総就業人口との比率」の実績値をもとに、将来の「総人口と総就業人口との比率」を仮定しています。
- ・ 総人口の推計値に「総人口と総就業人口との比率」を乗じて、将来の総就業人口を算出しています。
- ・ 産業別就業人口の構成比の実績をもとに、平均的な構成比の変化の比率を算出し、将来の変化の比率を仮定しています。この値を用いて、将来の産業別就業人口の構成比を算出しています。
- ・ 将来の産業別就業人口の構成比に、総就業人口を乗じて、産業別就業人口を算出しています。

表 就業人口の推計結果

単位：人

		実績値			推計値			
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
就業人口		19,657	21,565	22,353	22,935	23,609	24,256	24,852
就業率		48.8%	49.6%	49.3%	49.0%	49.0%	49.0%	49.0%
産業別 就業人口	第1次	3,688	3,131	2,704	2,196	1,775	1,424	1,133
		18.8%	14.5%	12.1%	9.6%	7.5%	5.9%	4.6%
	第2次	5,464	5,976	5,993	5,955	5,894	5,785	5,634
		27.8%	27.7%	26.8%	26.0%	25.0%	23.8%	22.7%
	第3次	10,505	12,458	13,656	14,784	15,940	17,047	18,085
		53.4%	57.8%	61.1%	64.5%	67.5%	70.3%	72.8%

* 就業人口の実績値は、「不明」を除く。

* 四捨五入の関係で必ずしも合計が100%とはならない。

第4章 新市の将来像

まちづくりの主要課題を踏まえ、以下に示す4つの柱を新市の将来像に向けた基本理念とします。

1. 新市のまちづくりの基本理念

基本理念1 【共生と自立】 すべての人がともに支え合うまちづくり

住民やコミュニティの自主的活動を促進し、相互の支え合いを基本として『すべての人がともに支え合うまちづくり』を目指します。

少子・高齢社会を迎えようとしている現在、“子どもを安心して生み育てられること”“だれもが健やかに生き生きと安心して暮らせること”など、「健康づくり」、「子育て」、「介護」などの諸課題に対応するためには、身近な地域での支え合い、人と人との支え合いが大切です。

また、一人ひとりが自立し主体性を持って、自らの生活や地域を見つめ直し、住みやすいまち、賑わいのあるまちをつくっていくことができるような環境を形成します。

基本理念2 【交流と連携】 交流・連携を通じて、新たな活力を創造するまちづくり

優れた交通立地条件を活かし、まちに活力を創出するため、ひと、もの、技術、情報等の『交流・連携を通じて、新たな活力を創造するまちづくり』を目指します。

交流は様々な分野の活動に刺激を与え、活力を創出します。

小城郡4町は、交通立地条件の優位性を有するとともに、独特な自然や優れた歴史遺産などがあり、交流・連携に資する潜在的な力を有しています。

こうした交流・連携を進めることで、産業、住民生活、教育等あらゆる分野の活動の質的、量的な発展を促進し、地域の賑わいや活力を創造していきます。

基本理念3 【個性と魅力】 地域の個性と魅力をつくりだすまちづくり

小城郡4町の素材を磨きあげ『地域の個性と魅力をつくりだすまちづくり』を目指します。

小城郡4町には、人、自然、歴史など様々な素材があります。これらは、地域の独自の個性となり、地域を特色づける魅力となります。行政と住民が一体となって、小城郡4町の個性や固有の魅力を磨きあげるとともに、広域的なアピール、地域への誇り、愛着のこころの育成、心豊かで輝く人材の育成等、様々な活用していきます。

基本理念4 【参画と協働】 住民主体のまちづくり

住民と行政が同じ目標に向かって協力して取り組む(協働)『住民主体のまちづくり』を目指します。

日常生活を取り巻く課題や住民のニーズはますます多様化しており、もはや行政だけの取り組みによって解決できるものではなくなっています。

これからは、行政と住民がそれぞれの役割や責務を分担して、まちづくりに取り組む協働の仕組みを築くことが重要です。

このため、住民一人ひとりの創意工夫による住民活動を促進し、住民の持つ主体的能力が十分発揮される住民の参画と協働による住民主体のまちづくりを目指します。

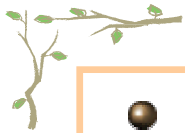
2. 新市の将来像

まちづくりの主要課題、新市のまちづくりの基本理念を踏まえ、新市の将来像を以下のように設定します。

く ん ぶ う し ん と

薫風新都

～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～



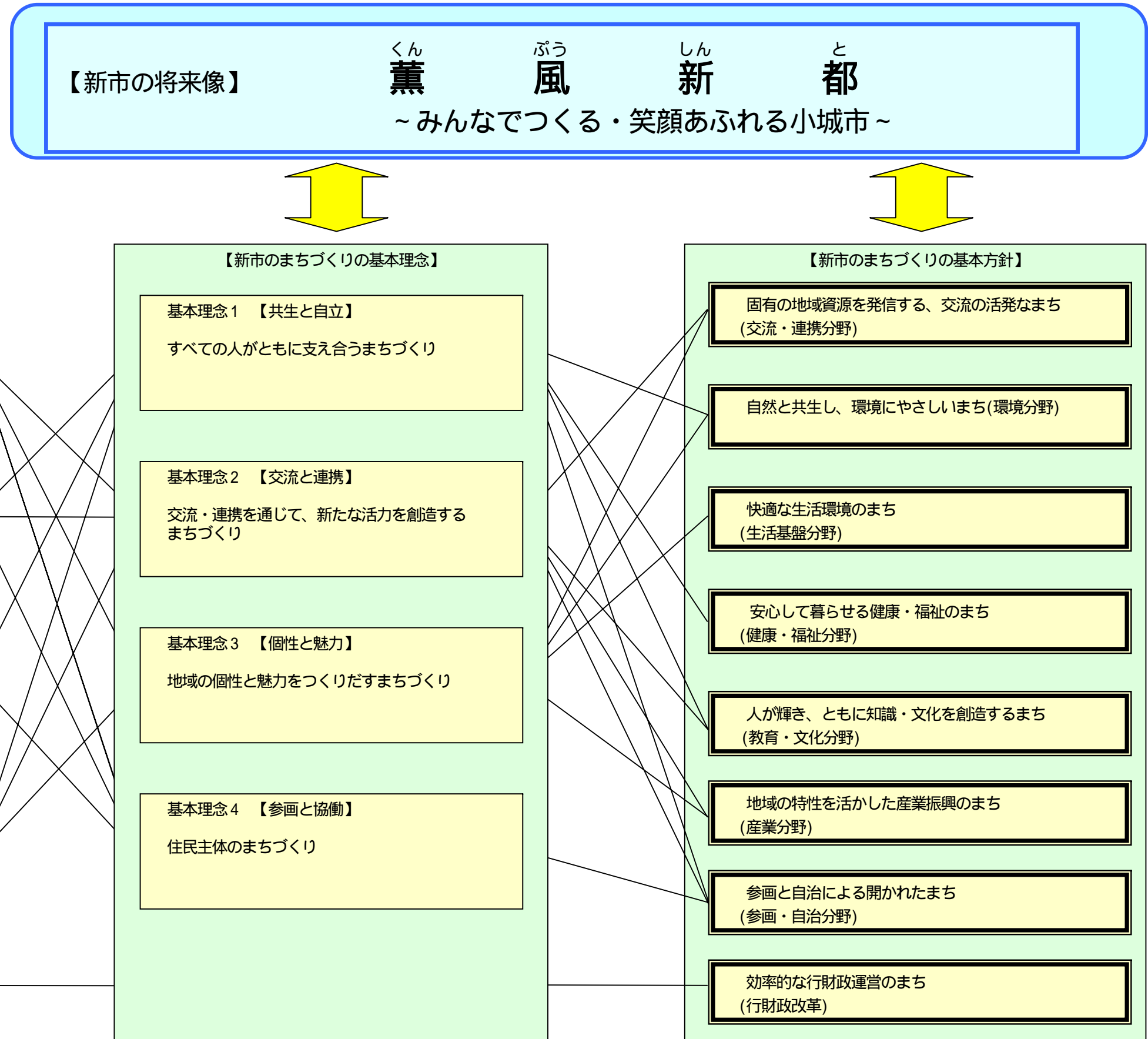
- “薫風”は、初夏の涼やかな風をイメージし、“新都”は、小城郡4町が一体となって創る新しい都市を表しています。“薫風新都”という新市の将来像は、そこで暮らしたくなる、働きたくなる、訪れたくなるような独自の暮らし、賑わいといったまちのスタイル(=新都風)を創りあげ、地域外にもそれをアピールする(薫らせる)ことができるようなまちを表現しています。
- “みんなでつくる”は、住民一人ひとりがまちづくりの主役になった、住民本位のまちを創りあげていくことを表しています。
- “笑顔あふれる”は、すべての人が健康で安心して、快適に暮らせるようなまちづくりをイメージしています。



3. 新市のまちづくりの基本方針

(1) 課題改善の方向性

新市の将来像及び新市のまちづくりの基本理念を受け、新市におけるまちづくりの主要課題の改善に向けた重点的な取り組みの方向性を示します。



(2) 新市まちづくりの基本方針

1) 固有の地域資源を発信する、交流の活発なまち

小城郡 4 町には、多様な産業、自然、歴史・文化などの個性的な資源が存在しています。合併を契機に地域内の交流・連携を強化することにより、地域全体としての魅力の多様化、スケールアップなどが期待されます。

このような魅力の増幅は、地域外へのアピール力を増加させ、広域的な交流を促進するものになります。

こうした地域内外の交流を促進するため、その基盤となる交通アクセスの充実や情報通信基盤の整備、イベントの開催など、ハード・ソフトにわたる交流基盤の形成を図ります。

2) 自然と共生し、環境にやさしいまち

小城郡 4 町には、有明海の希少な生物、天山山系とそれに連なる森林、清らかな水など、貴重な自然資源に恵まれています。

これらの身近な自然は、住民の日常生活にうるおいとやすらぎをもたらすものになります。このような豊かな自然環境との調和に十分配慮しながら、水辺や森林にふれることができる空間の整備を行うなど、自然と身近にふれることができる生活空間の創造に努めます。

また、今日の環境問題は、生活に身近な範囲だけではなく、地球温暖化など、地球規模に広がっています。住民生活、学校教育などの様々な分野で啓発活動やリサイクルなどの環境にやさしい取り組みを推進し、循環型社会の構築を目指します。

3) 快適な生活環境のまち

広く住民に望まれている「住みやすく、便利で快適なまち」を実現するためには、地域間の生活基盤の格差を是正し、どこに住んでも安全かつ便利に暮らすことができる環境づくり、生活基盤の整備が必要となります。

このため、公共施設など、各町が有する施設の有効活用を図るとともに、合併を契機に小城郡 4 町の広域的視点に立って、効率的・効果的な生活基盤の充実に努めます。

また、身近な公園や美しい町並み景観づくり、すべての人にやさしいユニバーサルデザイン*のまちづくりなど、よりよい生活環境の形成に向けて取り組みを行っていきます。

* ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって平等に使いやすいものをつくり上げていこうとする考え方。

4) 安心して暮らせる健康・福祉のまち

いつまでも住みつづけたくなるような魅力のあるまちをつくるには、だれもがどこに住んでいても安心して暮らすことができる保健・医療・福祉サービス体制の強化が不可欠になります。

このため、住民の健康維持、福祉の向上につながる保健・医療・福祉施設の充実や専門的な人材の配置などにより、幅広くきめ細かな健康・福祉サービスの提供に努めます。

一方、こうしたサービスの享受による受け身の健康維持にとどまらず、住民の健康的自立につながる健康増進活動の支援体制づくりも必要になります。

さらに、家庭、地域、学校が一体となって取り組む子育て支援活動の推進や障害者等の社会参画支援など、より一層の福祉機能の強化に努めます。

5) 人が輝き、ともに知識・文化を創造するまち

地域について学び、知ることは、地域への愛着や誇りを育むものになります。

このため、地域の自然や歴史・文化資源などを活かしつつ、心豊かで輝く人材の育成、新しい地域文化を創造するまちづくりを推進します。

この中では、すべての人が、個性と想像力を育み、生きがいを持てるような教育・学習の機会の提供に努めます。

また、芸術・文化活動については、公民館などを活用した身近な活動の場づくりを進め、より質の高い芸術・文化鑑賞機会の提供などを進めます。

6) 地域の特性を活かした産業振興のまち

国際競争の激化、長引く不況などの影響もあり、小城郡4町の産業は厳しい状況となっています。

このため、各産業基盤の充実を図る一方で、合併を契機に地域内さらには広域的な視点から人材、技術、情報などを集約し、また、異業種・異分野間の積極的な連携により、新しい産業の育成、雇用の場の創出に努めます。

また、まちの賑わいの創出、交流人口の拡大につながるような観光への取り組みや商業機能の充実を図ります。

7) 参画と自治による開かれたまち

社会経済の変化や多様な住民ニーズに適切に対応するには、積極的な住民参画と、行政と住民が一体となった協働のまちづくりが必要不可欠です。また、やさしさや支えあいの心を育て、地域や住民が主体となった活動が、今後ますます重要になるものと考えられます。

このため、積極的な情報公開・交換を進め、行政や地域住民、団体、民間企業等が協働でまちづくりに取り組む体制を強化します。また、地域づくりをリードする人材の育成やボランティア団体・NPOなどの住民活動を支援します。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けた施策展開を図るなど、すべての人が平等に社会参画できる体制を構築します。

8) 効率的な行財政運営のまち

地方分権が進む中、国、県、新市のそれぞれの役割を明確にし、効率的かつ効果的な行政組織を構築します。

また、限られた財源の中で、住民の適正な負担と計画的、効率的な行財政運営により、健全な財政基盤の確立に努めます。

4. 新市の都市構造

(1) 地域別整備の方向性

地域の特色を活かしたまちづくりを行うために、新市全体を5つのゾーンと3つの拠点地区に区分します。

1) ゾーン整備の方向性

各地の特色の類似性や共通性をもとに、新市全体を概ね網羅する形で5つのゾーンを設定し、それぞれのまちづくりの方向性を明確にします。

緑と清流ゾーン

天山山系の山並み、江里山の棚田に代表される美しい景観、清水の滝をはじめとする滝や溪谷の魅力、豊富な山林資源を有しています。

こうした緑と清流の資源を守り育てる取り組みを行い、環境教育などの学習の場、住民のリフレッシュの場となるようなゾーンとして位置づけます。

歴史文化ゾーン

京都や鎌倉をイメージできる中世都市の面影が残り、現在でも歴史の魅力あふれる町並みを有しています。また、小城公園の桜などを活かした季節感たまたようイベントなども行われています。

こうした特性を活かして、産業の振興、交流の促進、教育・学習活動といった様々な取り組みを展開する歴史文化の薫り高いゾーンとして位置づけます。

条里のさと食と住ゾーン

奈良時代に条里制が施行され、現在も碁盤目のように整然と区画された景観や地名にその名残をとどめています。この区画には、まとまった水田が広がるとともに、近年では宅地化も進行しています。

生涯学習と文化の拠点「ドゥイング三日月」も立地しており、こうした既存施設を活かしつつ、良好な住環境の形成を図り、定住化を促進するゾーンとして位置づけます。また、まとまった農地を活かした農業振興を推進します。

商都賑わいゾーン

江戸時代には、牛津川の港町と長崎街道の宿場町、水陸交通の要衝として繁栄し、現在でも幹線道路や駅などの交通条件の優位性を有しています。また、近年では商都の面影を残す「赤れんが」をキーワードとしたまちづくりが展開されています。

こうしたことから、商工業の振興等を図り、“西の浪花”と呼ばれた商都としての活力を再現するような賑わいあふれるゾーンとして位置づけます。

ムツゴロウ王国交流ゾーン

有明海の最奥部にあって、天山山系からの流出土と有明海の潮上げ土による干拓地として造成されたため、クリークが縦横に走る独特の農村景観を形成しています。また、芦刈海岸は稀少動植物の楽園となり、世界でも唯一のムツゴロウ、シオマネキ保護区として知られています。新市唯一の水産業もみられます。

こうしたことから、貴重な資源を活かして海遊ふれあいパークや佐賀県有明水産振興センターなどを核に、「21世紀・環境の世紀」のシンボルゾーンとしてムツゴロウ王国交流ゾーンづくりを進めます。

2) 拠点地区整備の方向性

拠点地区は、公共施設の充実や都市的機能の整備などをリードする地区として位置づけます。

拠点地区としての機能を充実させることで、その周辺地区、ひいては新市全体での住民サービスの向上、活力の増大を図ります。設定に当たっては、均衡のとれた配置になるよう配慮するとともに、効率的かつ効果的な整備を推進するため、現在の公共施設等の集積状況を考慮します。

北部拠点地区

小城町の中心市街地と三日月町の中心地を国道 203 号で結ぶ地区です。

ここでは、拠点地区としての機能の強化に加え、「緑と清流ゾーン」、「歴史文化ゾーン」、「条里のさと食と住ゾーン」の魅力の増幅に向けた取り組みを進めます。

中部拠点地区

牛津町の中心市街地と三日月町の国道 34 号沿線は、商業施設や物流施設が集積した地区です。

ここでは、拠点地区としての機能の強化に加え、「商都賑わいゾーン」の魅力の増幅に向けた取り組みを進めます。

南部拠点地区

芦刈町の役場を中心とした地区です。

ここでは、拠点地区としての機能の強化に加え、「ムツゴロウ王国交流ゾーン」の魅力の増幅や有明佐賀空港からの進入路としての機能の充実を図ります。

(2) 軸整備の方向性

新市内外の交流や連携を効果的に促進するため、2つの都市軸を設定します。
また、新市の魅力の柱である自然資源の連携を図る「水と緑のふれあい軸」を設定します。

1) 都市軸

広域交流軸

他の市町村との広域的な交流や連携を促進する軸として、国道 34 号、203 号、207 号、444 号、JR 長崎本線、JR 唐津線の交通基盤をもとに、北部(佐賀・唐津軸)・中部(佐賀・長崎軸)・南部(空港アクセス軸)の広域交流軸として位置づけます。

なお、これらの広域交流軸は、東西方向の生活連携軸の機能を併せ持つものです。

生活連携軸（南北都市軸）

新市の拠点地区をネットワーク化させ、地域内の交流を促進する生活軸として設定します。

新市を南北に縦貫し、北は天山から南は有明海まで、自然・歴史・文化といった地域固有の資源を連携させる軸としても位置づけます。

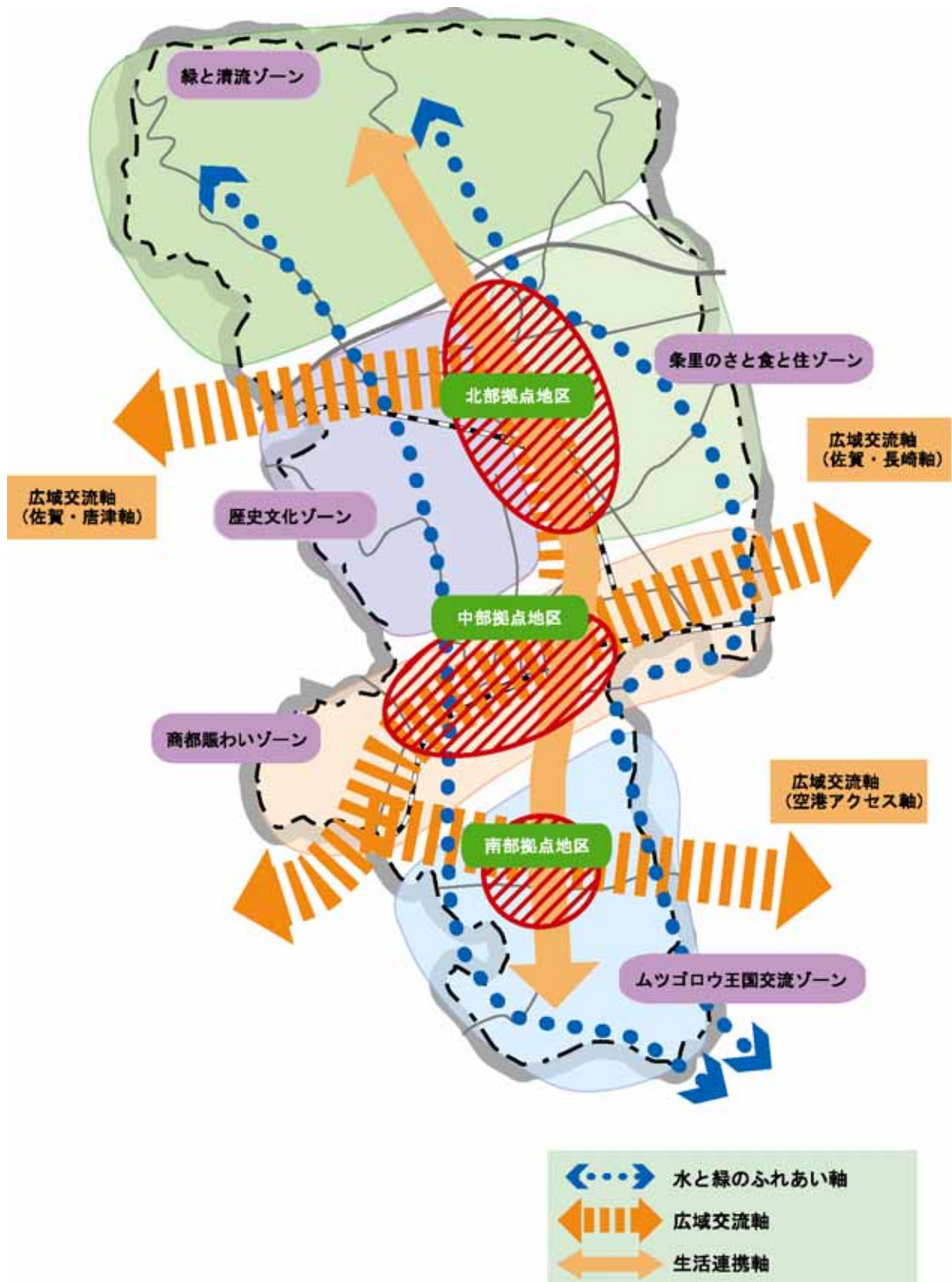
生活連携軸は、新市の多様な住民活動を支える基幹的な都市軸を形成するものです。

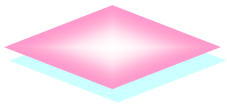
2) 水と緑のふれあい軸

祇園川、嘉瀬川、福所江、晴気川、牛津川、牛津江川などの主要河川や有明海の水辺の空間、天山山系、牛尾、砥川丘陵地などの緑の空間といった自然資源の連続性に配慮し、ゾーン間にまたがる自然資源の骨格となります。

この軸の設定により、自然資源の連携を強化し、自然との身近なふれあい空間としての機能の充実を図る軸として位置づけます。

ゾーニング図

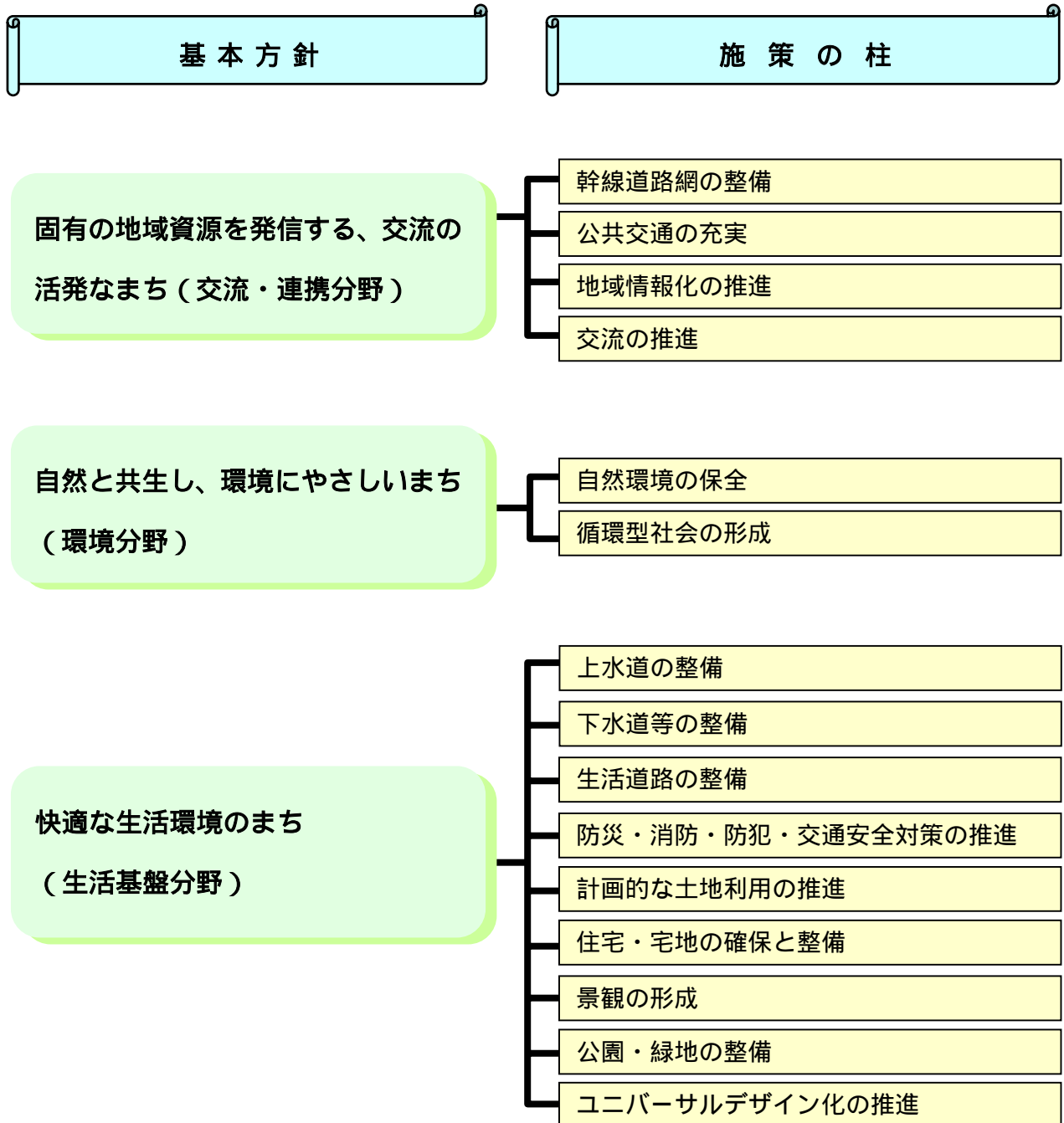


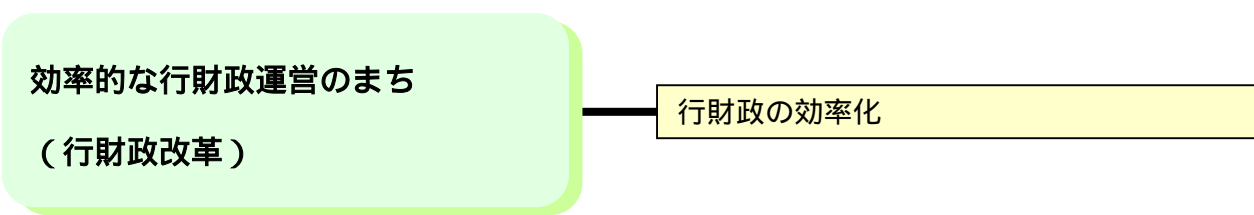
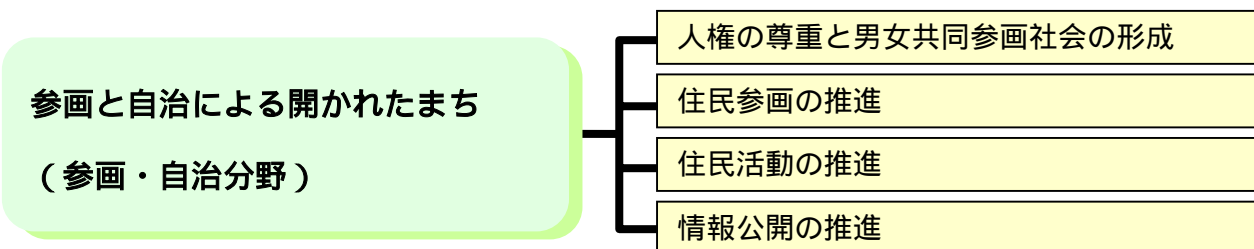
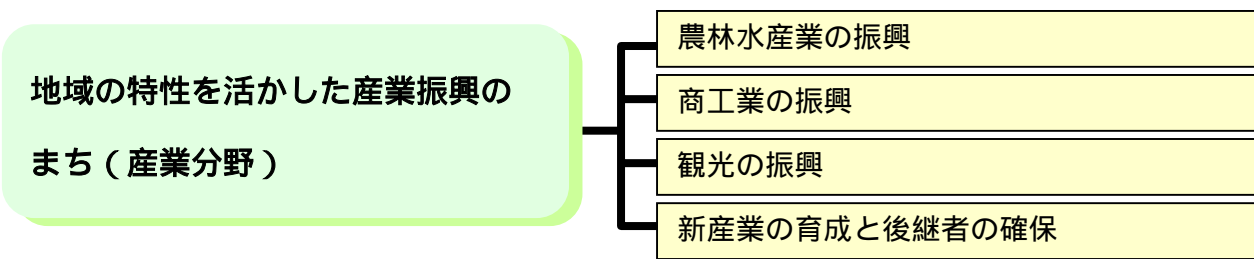
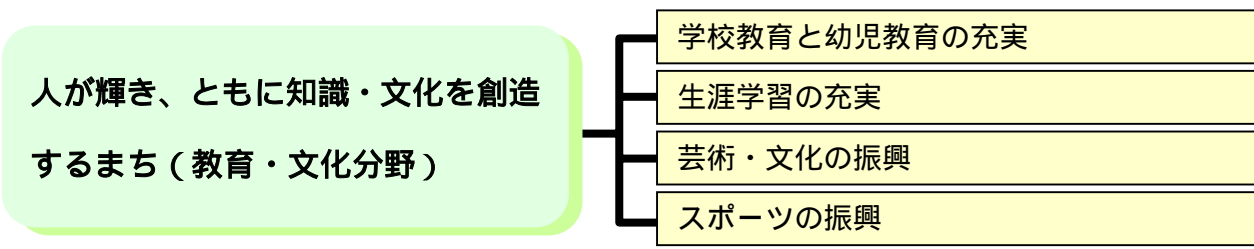
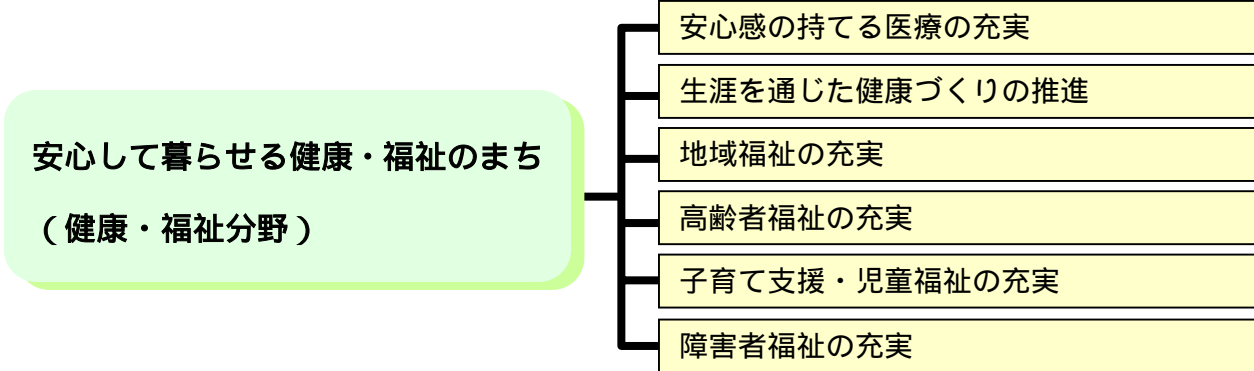


第5章 新市の施策

1. 施策体系

新市の将来像である「薫風新都～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～」の実現を目指すため、まちづくりの基本理念に基づき、次の施策に取り組みます。





2. 主要施策

ここでは、施策体系に基づき、新市において展開する主要施策や主な事業を掲げています。

また、新市まちづくり計画の策定に当たっては、住民意識調査（一般、中学生）の実施や小城郡まちづくり委員会を開催し、この中で、新市のまちづくりに向けた“夢”や“アイデア”を含め、施策や事業に関する多くのご意見をいただいています。こうしたご意見の中には、当面実現が困難なものも含まれますが、住民の皆さんとともにまちづくりを進めるうえでの貴重なご意見であることから、その一部について紹介させていただきます。

（１） 固有の地域資源を発信する、交流の活発なまち（交流・連携分野）

1) 幹線道路網の整備

基本方向

新市と市外とを結ぶ道路や旧町間を連絡する骨格的道路の充実を図り、新市の一体化や、新市と市外を含めた人やモノなどの交流を促進します。

主要施策

- ・新市内の旧町間を連絡する主要な幹線道路については、既存道路の歩車道分離や拡幅などの改良を計画的に進めるとともに、必要に応じて新たな路線の整備を行います。特に、現在、その機能が低い新市の南北を結ぶ道路網の強化を図ります。
- ・佐賀、長崎、唐津、空港方面などと新市との広域交通網を充実させるため、国道・県道を中心とした広域的道路の整備・改良を国や県との協議・調整を図りながら促進します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
地域内幹線道路整備事業	南北幹線道路整備 など
広域道路網整備事業	国・県道の整備促進、主要地方道等の整備 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 小城町～三日月町～牛津町～芦刈町を結ぶ幹線道路（貫通道路）の整備。

住民意識調査の自由意見から

- 佐賀市内、空港方面への道路整備を第一に考えてほしい。

2) 公共交通の充実

基本方向

高齢者・障害者や子どもなどの交通弱者に対する交通利便性の向上を図り、だれもが円滑に新市と市外を移動できる環境づくりに努めます。

主要施策

- ・ 駅及び駅前広場においては、鉄道やバスなどの利用しやすさだけでなく、案内・サイン設備の設置など、来訪者にも利用しやすい環境整備を進めます。また、駅前広場の整備と合わせてシンボルロードを整備するなど、まちの玄関としての演出を行います。
- ・ 既存のバス路線網の再編、増便など、バスサービスの向上を促進します。
- ・ 新市内の鉄道駅、公共施設、病院などを循環するコミュニティバス^{*}の導入を進めます。また、福祉タクシーの利用促進や超低床バス^{*}の導入促進、車両や公共施設のバリアフリー化^{*}などを進め、だれもが利用しやすい公共交通サービスの充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業の内容
駅及び駅前機能強化事業	駅前広場整備、シンボルロード整備 など
公共交通サービス強化事業	バス路線の再編、便数の増加の検討 など
だれにも優しい公共交通サービス強化事業	コミュニティバスの導入、超低床バスの導入の促進 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 交通手段を持たない老人や子どものために、新市を巡回する100円バスの運行。
- 小城町～芦刈町までのバス路線の一本化。または既存のバス路線の発着場所及び時間調整による利便性の向上。

住民意識調査の自由意見から

- 車に乗れない高齢者も気軽に利用できるように交通の便を良くしてほしい。
- 町内の文化施設や医療施設、役場などを巡回する無料または格安のバスがほしい。

コミュニティバス	: 従来の路線バスではカバーしきれない地域や交通空白地域で運行されるバス。
超低床バス	: 客室の床面と乗降口の高さが同じになるように設計され、乗降の際に障害となるステップをなくしたバス（ノンステップバスとも言う）。
バリアフリー	: 高齢者や障害者等が安全、快適に暮らせるよう、床や歩道の段差をなくしたり、エレベーターの設置を図るなど、建築物や都市施設などにおける物理的な障害を取り除くこと。広義には、意識や制度などの障壁（バリア）を取り除くことも含む。

3) 地域情報化の推進

基本方向

情報化社会に対応するため、情報通信基盤の充実を図る一方で、これらを活用した各種サービスの提供など、情報化への取り組みを進めます。

主要施策

- ・市民サービスの向上や行政事務の効率化、市民との情報の共有・交流を図るため、地域情報化計画を策定します。
- ・高速・大容量の高度情報通信基盤（光ファイバーケーブル等）による情報通信ネットワーク網を計画的に整備します。
- ・高度情報通信基盤を活用し、行政、教育、文化、医療、福祉、災害などの各種情報の提供や公共施設の予約などのサービスを自宅などで受けられるシステムを導入します。
- ・IT講習などを積極的に実施し、情報通信基盤を活かした様々なサービスを楽しみやすい環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
地域情報化計画策定事業	地域情報化計画の策定
情報通信ネットワーク構築事業	公共ネットワーク整備 など
情報通信利用促進事業	IT講習の実施 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 情報通信の遅れにより情報格差があるため、CATVやNTT等による新市全域のインフラ整備。
- 介護、医療、電子取引など多方面へのインターネット利用の促進。

住民意識調査の自由意見から

- IT網の充実を図ってほしい。
- 情報がすみずみまで行きわたる市にしてほしい。

IT：【information technology】情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称して言う。

4) 交流の推進

基本方向

新市の一体感を醸成するため、市民間の交流を促進します。また、広い視野を持つ人材を育成するため、広域的な交流活動を促進します。

主要施策

- ・市民が集い、イベントや市民活動などを行う場として、交流プラザの設置や広場、公園などの整備を進めます。
- ・新市が一体となって取り組める特徴あるイベントの開催を支援し、新市の知名度の向上や市民の郷土愛の醸成を図ります。
- ・市外に在住する郷土出身者や新市にゆかりの深い「ふるさと市民」に対し、地域の話題や情報の提供、特産品の紹介、その他の交流活動を支援します。また、旧町時代から育んできた交流を継続するとともに、新市と共通性のある市町村との姉妹都市交流などを通じて、他地域との交流を促進します。
- ・市内在住の外国人との交流や外国人講師の招致、ホームステイや人事交流など、国際文化の理解を深めるための国際交流活動を進めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
市民交流の場形成事業	交流プラザの設置 など
市民交流イベント支援事業	新市合併イベントの開催、新市まつりの開催 など
地域間交流促進事業	「ふるさと市民」との交流支援、姉妹都市交流 など
国際交流事業	ホームステイ、人事交流の推進 など

住民意識調査の自由意見から

- 子どもからお年寄りまでが楽しく過ごせるイベントを多くしたらいいと思う。
- 外国の方々との交流やITの利用を行って、もっと他の世界に目を向けて。

(2) 自然と共生し、環境にやさしいまち（環境分野）

1) 自然環境の保全

基本方向

新市の大きな特色である天山山系から有明海まで連なる豊かな自然資源を将来にわたって継承するため、市民や事業者と一体となって、その保全に取り組めます。

主要施策

- ・生態系に配慮しつつ、森林や河川、海などの自然環境の保全を図ります。
- ・市民が主体となって山林や河川、水路などを管理し、自らの手で地域資源を保護するシステムの構築を図ります。

【主な事業】

事業名	事業の内容
自然環境保全整備事業	有明海環境保全事業、棚田保全事業、森林整備事業 など
自然環境保全体制構築事業	アドプトプログラム [*] の導入 など

住民意識調査の自由意見から

- 魚が捕れる川、虫がいる山、空気がきれいなまちにしてほしい。
- 無理に田舎を都会に変える必要はないと思う。自然が多いのが小城郡の良さだと思う。
- 牛津川で泳げるようにしてほしい。

アドプトプログラム：公園・道路等の公共施設の一部の区域、空間をその利用者である住民等が、責任を持って保守管理において一定の役割を担う制度。

2) 循環型社会の形成

基本方向


身近な自然環境だけでなく、地球規模での環境問題にも対応できる循環型社会の構築に向けた施設の整備や組織づくりを進めます。

主要施策

- ・環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画などを策定し、環境保全・循環型社会の形成に向けたルールづくりを進めます。
- ・資源循環、廃棄物の適正処理を図るため、リサイクルプラザ*や廃棄物処理施設の整備を進めます。
- ・ゴミの減量化やリサイクルの促進に向け、市民や事業者と一体となって環境保全活動を推進します。また、行政においては、環境にやさしい先導的な取り組みを進めます。
- ・行政・事業者・学校などとの連携による環境学習プログラムの導入や循環型社会の構築のための啓発活動などにより、子どもをはじめ市民、事業者の意識の高揚に努めます。
- ・不法投棄防止、産業廃棄物の適正処理に向け、指導、監視を強化します。
- ・太陽光発電などの新エネルギーの活用、雨水利用や生ゴミの再資源化など、省エネルギー化、資源循環の推進に向けた研究、実証活動を促進します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
環境保全促進計画策定事業	環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画の策定 など
資源循環型施設整備事業	リサイクルプラザ建設 など
廃棄物処理施設整備事業	じん芥処理場建設（リサイクルプラザ・最終処分場併設）
環境保全活動支援事業	リサイクル活動等の支援 など
環境保全意識の普及・啓発事業	環境学習プログラムの導入、エコスクール*事業 など
ゴミ・廃棄物処理体制強化事業	不法投棄防止活動の推進 など
新エネルギー導入・資源再資源化等研究・実証事業	新エネルギーの活用検討 など



小城郡まちづくり委員会からの提案

- ボランティアによる不法投棄の監視。
- ゴミの減量化、リサイクルの啓発の推進。
- 風力、地熱などのクリーンエネルギーの推奨・普及及び行政サイドにおけるクリーンエネルギーの積極的な利用。

リサイクルプラザ : ゴミ問題を解決するための中心施設として、不燃ゴミ、粗大ゴミの中間処理だけでなく、ゴミの中からの再生やゴミ処理の啓発を併せ持ったリサイクルのための総合施設のこと。

エコスクール : 環境に配慮した学校施設（太陽光発電や太陽熱集熱板で温水をつくり温水プールや床暖房で利用する。中水道を採用する等）のこと。

(3) 快適な生活環境のまち（生活基盤分野）

1) 上水道の整備

基本方向

安全な水を安定して供給するため、上水道施設の維持・強化に努めます。

主要施策

- ・老朽化した上水道施設については、その維持・補修を進め、必要に応じて更新を行います。
- ・市民の節水意識の向上や水資源のリサイクル化の促進など、市民や事業者と一体となって節水に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
上水道施設整備事業	上水道整備・改修・老朽管更新
節水促進事業	市民への意識啓発、水資源のリサイクル化の検討

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 小城町の水や名水百選の清水の水など、持ち帰り飲食用水としての利用。
- 行政・住民が一体となった節水の推進。

2) 下水道等の整備

基本方向

清潔で住みよい居住環境づくりや河川、海の汚染を軽減するため、下水道等の生活排水処理施設の整備を進めます。

主要施策

- ・ 公共下水道については、既存計画の見直しを行い、新市全域的な視点から適正かつ効率的な整備を行います。
- ・ 地域の状況に応じて農業集落排水・合併処理浄化槽の整備を計画的に進めます。
- ・ 既存の施設については、経費節減に努めるとともに、適正な維持管理を行います。また、必要に応じて施設の更新を行います。

【主な事業】

事業名	事業の内容
生活排水処理施設整備事業	公共下水道・農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 新市全体への下水道の普及。各町の縄張り意識を捨てた効率的なインフラ整備。

住民意識調査の自由意見から

- 早く下水道の整備が行われることを望んでいます。

3) 生活道路の整備

基本方向

市民の日常生活を支える生活道路は、安全、快適、防災などの視点から、今後とも整備・改良を進めます。

主要施策

- ・交通量が多く、歩車道分離が望まれる生活道路については、沿道の状況を考慮しながら、歩道や防護柵などの交通安全施設の整備を進めます。また、夜間の安全性を確保するため、街路灯の整備を進めます。
- ・交通安全や防災面で問題のある道路については、周辺道路網全体のあり方（代替路の可能性等）を考慮しながら、線形改良や拡幅などを検討します。
- ・高齢者や障害者をはじめ、だれもが利用しやすい生活道路を目指し、段差の解消やサイン（案内標識）の設置などを進めます。
- ・主要な生活道路は、居住環境の快適性や魅力ある景観を創造するため、植栽帯の整備やストリートファニチャー^{*}の設置などを進めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
市道等改良・整備事業	道路（旧町道等）整備・改修 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 子どもや高齢者などに対応した安全な道路の整備が必要。（歩道幅、段差の解消、夜間照明の整備、安全な歩道の整備など）

住民意識調査の自由意見から

- 道路を広くしてほしい。（特に通学路近くの道は歩道・車道を分けてもらいたい。）

ストリートファニチャー：看板、街灯やくず箱、電話ボックスなど、街を歩いてみかける家具やオブジェのこと。

4) 防災・消防・防犯・交通安全対策の推進

基本方向

市民がいつでも安心して暮らすことができるように、災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防・防犯・交通安全対策などの取り組みの強化に努めます。

主要施策

- ・新市全域で災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害時における危機管理体制を確立するため、地域防災計画を策定します。
- ・集中豪雨や台風時などに備え、自然環境に配慮しつつ、河川の改修整備を進めます。急傾斜地やがけ崩れなどの可能性がある危険箇所では治山事業を進め、沿岸部では高潮対策、港湾対策を進めます。また、地下水の汲み上げ規制などによる地盤沈下の防止に努めるとともに、被害の復旧などの対策事業を進めます。
- ・防災無線設備の整備や情報通信網を活用した防災情報システムの構築を図るなど、災害時の連絡体制を強化します。
- ・各種防災・消防施設や設備の充実に努めるとともに、消防団員の確保と適正配置を行うなど、新市全域における防災・消防体制の充実を図ります。
- ・市民へ防災意識を啓発するとともに、地域ぐるみで災害へ対応する自主防災組織の育成・強化に努めます。
- ・地域や関係機関との連携により、子ども110番の家の普及や防犯ブザーの拡充、防犯灯の設置など、安全な地域づくりを進めます。
- ・交通安全対策については、交差点や危険箇所における道路の改良やカーブミラーなどの設置を進めるとともに、交通安全教室の開催や啓発活動を行います。

【主な事業】

事業名	事業の内容
地域防災計画策定事業	地域防災計画の策定
治山・治水・海岸保全事業	砂防事業、河川改修事業、地すべり対策事業、高潮対策事業、港湾対策事業、地盤沈下対策事業 など
防災・消防体制強化事業	各種防災・消防設備の充実、防災情報システムの構築、自主防災体制の充実（防災コミュニティの形成） など
防犯対策事業	子ども110番の家の普及、防犯ブザーの拡充、防犯灯の設置 など
交通安全対策事業	交通安全施設の整備、交通安全教室の開催 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 防災に対する啓発活動の実施。
- 市民全員の相互協力、消防意識の啓発。

住民意識調査の自由意見から

- 子どもが安全に横断歩道を渡れるように、押しボタンがついた信号機をつけてほしい。
- 安全・安心を優先的に考えたまちづくりをしてもらいたい。

5) 計画的な土地利用の推進

基本方向

新市の特徴である天山や有明海、田園風景などの魅力ある自然環境を守るとともに、新市全域の均衡ある発展を図るため、計画的な土地利用を推進します。

主要施策

- ・新市全域の広域的な視点から適正な土地利用のあり方を定めるため、土地利用計画の策定や都市計画区域の見直しなどを進めます。また、これらの方針に従って開発の誘導を進めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
土地利用適正化事業	土地利用計画の策定、都市計画区域・農業振興地域の見直し

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 新市のまちづくりに合った土地利用の推進。

6) 住宅・宅地の確保と整備

基本方向

市民が快適に居住できる住環境を整備するとともに、若者や住宅取得年齢層などの定住促進のため、新市と事業者が連携して良質な宅地及び住宅の供給を促進します。

主要施策

- ・新市と事業者が連携して、新市の地域特性にあった良好な住環境の整備と良質な宅地・住宅の供給を促進するため、住宅マスタープランの策定を検討します。
- ・若者や住宅取得年齢層の定住促進のため、安価で良質な宅地及び住宅の供給を促進します。
- ・老朽化の進む公営住宅については、ユニバーサルデザイン化を進めるなど、高齢者や障害者、子育てに配慮した改修・整備を行います。

【主な事業】

事業名	事業の内容
定住基盤確保事業	住宅マスタープラン策定の検討、公営住宅の改修・整備 など

7) 景観の形成

基本方向

新市が有する自然環境や歴史資源を活かし、市民がまちの魅力を感じ、来訪者にもその魅力を一層印象づけるような、美しい街並みや景観の形成を図ります。

主要施策

- ・個性豊かで美しい景観を形成するため、景観形成プランを策定します。
- ・有明海や棚田、田園風景などの特色ある自然景観の保全に努めるとともに、豊富に分布する歴史資源などの周辺において、修景や色調の統一などに努め、美しい街並みづくりに向けた取り組みを進めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
景観形成推進事業	景観形成プランの策定、歴史街道整備 など

8) 公園・緑地の整備

基本方向

市民の生活にうるおいや身近な憩いの場を提供するとともに、まちなかにおける防災空間としての重要な役割を担う公園・緑地の整備を進めます。

主要施策

- ・既存の公園については、それぞれの魅力を高めるための改修・改良を進めます。
- ・水辺や森林などの自然資源に身近にふれあえる緑地などの整備を進めます。また、「水とみどりのふれあい軸」は、自転車や歩行者が散策できるルートの設定を検討し、うるおいのある空間づくりを進めます。
- ・市民の意見・意向を取り入れた公園・緑地の運用を図るため、市民自らが身近な公園、緑地を保守管理するアドプトプログラムの導入を検討します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
公園・緑地整備事業	公園整備事業、水とみどりの散策道等の整備 など
市民参加型の公園・緑地保守管理事業	アドプトプログラムの導入(再掲)

住民意識調査の自由意見から

- 自然の多い遊び場や高齢者でもゆっくりできるような公園などがあればいいと思う。

9) ユニバーサルデザイン化の推進

基本方向

高齢者や障害者をはじめ、すべての人にとってやさしく、利用しやすい生活環境を構築するため、ユニバーサルデザインの理念の下に、まちづくりや施設の整備などを進めます。

主要施策

- ・ 公共施設や交通機関、道路等において、段差の解消（バリアフリー化）、使いやすいトイレや分かりやすい案内板の整備など、ユニバーサルデザイン化を推進します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
ユニバーサルデザイン化推進事業	公共施設、交通機関、道路等のユニバーサルデザイン化の推進

住民意識調査の自由意見から

- 公園や駅、バス停に洋式のトイレを設置してほしい。車いすでも行けるようにしてほしい。

ユニバーサルデザイン : 年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって平等に使いやすいものをつくり上げていこうとする考え方のこと。単に“使うことができる”だけでなく、「分かりやすさ」「単純さ」など、“使いやすさ”が重視されている。

(4) 安心して暮らせる健康・福祉のまち（健康・福祉分野）

1) 安心感の持てる医療の充実

基本方向

市民が安心して生活できるような医療体制の強化に努めるとともに、医療サービスの高度化、多様化に努めます。

主要施策

- ・市立病院においては、施設の整備を行うとともに、医療機器、スタッフなどの充実を図ります。
- ・医療関係機関の連携強化や役割分担を図り、新市全域での医療サービスの向上、救急・休日における医療体制の充実に努めます。
- ・保健・福祉分野との連携を図り、きめ細かな医療サービスの提供に努めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
地域医療体制整備事業	市立病院の整備、医療機器の充実 など
緊急医療体制整備事業	医療機関の連携強化、救急・休日医療体制の充実、地域包括医療体制の構築（保健、福祉等との連携） など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 専門分野のネットワークを行い、常時多様で高度な医療システムの構築。

住民意識調査の自由意見から

- 住民が望む医療が受けられるような設備にしてほしい。
- 夜間の急病の際に受診できる所がない。休日も診てもらえないため、町内ではかかりつけの医院として通院するところがない。

2) 生涯を通じた健康づくりの推進

基本方向

市民が生涯を通じて健康的な生活を送れるよう、主体的に健康を維持・管理できる環境づくりを進めます。

主要施策

- ・生活習慣病や感染症などに対する指導・相談体制や検診機会の充実を図り、市民一人ひとりが健康チェック・管理ができる体制を構築します。また、ヘルシーウォークなどのイベントを開催し、市民の健康づくり活動を支援します。
- ・質・量ともに優れた温泉資源を活用し、市民の健康づくり、健康増進、保養などの場として施設の整備を進めます。
- ・情報通信網を活用した在宅健康管理システムを導入するなど、市民が身近に健康管理を行いやすい環境づくりを進めます。
- ・健康診査や相談の充実を図り、育児不安などへの対応、親子の心の健康増進、事故の予防など、妊産婦、乳幼児から学童、思春期にいたる総合的な母子保健活動を促進します。
- ・市民の医療サービスの核となる国民健康保険制度については、情報提供などにより、市民の正しい理解と意識の高揚を図るとともに、健全な事業運営に努めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
健康づくり推進事業	各種健康づくり事業の充実支援、ヘルシーウォークの開催 など
健康増進施設（リフレッシュ拠点）整備事業	温泉を利用した健康・保養施設の整備
検診・予防対策事業	基本検診、予防対策の充実 など
健康維持・管理システム導入事業	情報通信網を活用した在宅健康管理システムの導入 など
母子保健対策推進事業	乳幼児健康診査の充実 など
国民健康保険維持・強化事業	国民健康保険運営の安定化の推進

住民意識調査の自由意見から

- 一生涯健康で生活していくために、日常生活の中で気軽に運動に取り組める施策が必要だと思えます。

3) 地域福祉の充実

基本方向

すべての人がいきいきと心豊かに暮らすことができるよう、行政と地域が一体となって地域福祉の充実を図ります。

また、不況などの影響を受けやすい低所得者、就業や育児で多くの課題を抱える母子・父子世帯などの社会的・経済的に不安定な立場にある人々に対する生活支援を進めます。

主要施策

- ・既存の福祉施設の維持・管理を行うとともに、施設間の連携・役割分担を図り、新市全域の福祉サービス水準の向上に努めます。また、柔軟できめ細かな福祉サービスの充実を図るため、地域（市民）で支え合うボランティアやNPO*などの住民活動の育成、支援を行います。
- ・資金貸付制度などの各種支援制度の充実を図るとともに、その周知・有効活用を促進します。また、窓口の設置などによる相談・指導体制の強化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業の内容
福祉体制強化事業	既存施設の維持・管理、施設間の連携強化、ボランティア組織等の育成、活動支援 など
生活支援体制強化事業	支援制度の充実・周知・有効活用、相談・指導体制の充実 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

● 4ヶ所の保健福祉センターが連携した福祉ゾーンの充実。

住民意識調査の自由意見から

● 福祉施設をもっと充実させてほしい。気軽に相談できるような施設等があればいいと思います。

NPO :【non-profit-organization】政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。特定非営利活動法人、非営利組織、非営利団体、市民活動法人、市民事業体などがある。

4) 高齢者福祉の充実

基本方向

今後一層の高齢化の進行が予想される中、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせ、いつまでも生きがいを持って生活を送れるような高齢者福祉の充実と介護予防の強化を図ります。

主要施策

- ・元気高齢者の状態維持や要援護高齢者の状態改善を図るとともに、高齢者を支える家族を支援する在宅福祉のサービスや相談・指導体制などの充実に努めます。また、佐賀中部広域連合による介護保険制度運営を支援します。
- ・まちづくりを支える重要な担い手として高齢者を位置付け、地域社会の中で高齢者の知識と経験を積極的に活かせるよう、シルバー人材センターなどにおける活躍の場を設け、生きがいの創出に努めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
高齢者福祉サービス強化事業	高齢者保健福祉計画の策定、介護保険制度の運営支援など
生活支援・介護予防事業	在宅福祉サービスの充実 など
生きがい対策・社会参加促進事業	生きがい創出事業の充実 など

小城市まちづくり委員会からの提案

●シルバー人材センターの充実。

住民意識調査の自由意見から

●老人福祉にきめ細かい行き届いた行政をお願いします。

5) 子育て支援・児童福祉の充実

基本方向

全国的にも少子化が進行する中、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりに向け、子育てを支援する施設や体制の充実に努めます。

主要施策

- ・ 保育所や児童センターなどの既存施設の維持・管理及び適切な運営に努めるとともに、老朽化した施設の改修や必要に応じて新たな施設の整備を計画的に進めます。
- ・ 相談窓口の設置、延長保育の導入などの各種子育て支援、サービス体制の充実に努めます。
- ・ 主体的な市民活動を育成・支援し、地域ぐるみで子育てを支える環境・体制の構築を進めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
保育・子育て支援施設整備事業	保育所・児童センター等の整備・改修・運営 など
子育て支援体制強化事業	子育て支援計画（エンゼルプラン）の策定、相談窓口の設置、延長保育・乳児保育等の導入検討 など
母子・父子福祉事業	母子保健計画の策定、支援制度の充実、相談・指導体制の充実 など
地域主体の子育て支援事業	ボランティア組織等の育成活動支援 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 子育てを地域で行えるようなまちづくり、環境づくり。
- 地域に子育て支援の相談窓口の設置。

住民意識調査の自由意見から

- 少子化対策として、幼稚園や保育園のシステムの見直しや設備の充実に力をいれて、共働きでも安心して子どもを預けられるようにしてほしい。

6) 障害者福祉の充実

基本方向

障害者が個人として自立し、生涯を通じて住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活を送り、社会参加できるような環境づくりと支援を図ります。

主要施策

- ・ 各種支援制度の充実を図るとともに、日常生活用具の給付、相談窓口の設置、情報提供など、障害者（児）の生活支援体制の充実を図ります。
- ・ 障害の早期発見や早期療育を行う保健・医療サービスの充実を図ります。
- ・ 障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に必要な技能の訓練・修得のための機会と場の充実に努めます。
- ・ 障害者の生活面での物理的障壁を除去（バリアフリー化）し、福祉のまちづくりの推進を図ります。
- ・ 障害者への理解を深めるための啓発、広報活動の推進を図ります。

【主な事業】

事業名	事業の内容
障害者支援体制強化事業	障害者基本計画の策定、支援制度の充実、制度啓発の推進、相談指導体制の充実 など

住民意識調査の自由意見から

- 障害者（児）の福祉を充実してほしい。

(5) 人が輝き、ともに知識・文化を創造するまち(教育・文化分野)

1) 学校教育と幼児教育の充実

基本方向

将来の地域を担う人材の育成を図るため、時代の変化に対する適応能力や心豊かな人間性を育む教育内容の充実に努めます。

また、安心して学べる教育の場の確保、地域の実状に応じた教育環境の形成に努めます。

主要施策

- ・ 情報通信基盤を活用した情報教育、ALT(英語指導助手)やCIR(国際交流員)を活用した国際化教育、新市の豊かな自然環境を活用した環境教育などの多彩な学習プログラムの導入を図ります。
- ・ 老朽化した学校教育施設の改修や整備を計画的に進めます。また、給食センターの再編・見直しを検討します。
- ・ 少人数学級や2学期制度の導入、地域の実状に応じた適正な学校区の再編を検討するなど、柔軟かつ適正な教育環境の改善に努めます。
- ・ 幼保一元化への取り組みや小中学校との連携強化など、関係機関と一体となって一貫した教育体制の強化に努めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
個性、創造性を育む学習システム導入事業	情報教育の推進、国際化教育の推進、環境教育の推進 など
学校教育施設整備事業	老朽化した校舎の改修・改築、給食センターの再編・見直し など
教育環境改善事業	少人数学級・2学期制度等の導入、適正な学校区の見直しの検討 など
幼児教育体制強化事業	幼稚園・保育所一元化の導入検討 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 施設及び地理的便宜性を考慮した校区の範囲設定。(ただし、無駄な施設整備は行わない。)
- 地域の特色や魅力ある学校づくりの推進。
- 幼稚園、保育所等の職員の交流や研修派遣の実施。

住民意識調査の自由意見から

- 学力の低下が一番懸念される。教育の充実に切望する。
- 生活実態にあった通学区域の見直しをしてください。

2) 生涯学習の充実

基本方向

多様化する学習ニーズに柔軟に対応できる、身近で充実した生涯学習環境の形成に努めます。また、地域資源を積極的に活かし、地域に根ざした個性豊かな生涯学習施策に取り組みます。

主要施策

- ・市民の生涯学習活動の場として、拠点となる施設の整備を行うとともに、公民館や研修施設などの身近な施設の改修・整備を行います。また、学校施設の開放を推進するなど、既存施設を有効に活用した活動の場の充実に努めます。
- ・図書館などの生涯学習施設間の連携・相互利用により、新市全域での生涯学習環境の充実に努めます。
- ・特徴的な自然環境や歴史資源周辺において、必要な設備を設置し、これらを体験し、学習できるような個性豊かな学習の場を形成します。また、地域の歴史に詳しい人材を活用するなど、地域独自の学習システムを構築します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
生涯学習施設整備事業	生涯学習拠点施設、公民館・研修施設の充実・整備 など
生涯学習施設連携強化事業	各種学習施設の相互利用、学校施設開放の推進 など
地域資源学習教室整備事業	屋根のない博物館整備、地域達人講師制度の検討 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 外からの講師だけでなく、地域の人での相互啓発。
- 各公民館や赤れんが館などの施設を活用し、一部の人ではなく利用したい人が円滑に活用できる環境づくり。
- 各町の図書館の閉館時間や休館日を調整し、利便性の向上を図る。

住民意識調査の自由意見から

- 青少年が誇りと自信を持って郷土を語れるような土壌づくりを期待する。

3) 芸術・文化の振興

基本方向

芸術・文化の振興に向けて、新市における新たな市民文化の創造を図るとともに、これまで培われてきた伝統的な文化の保存・継承に努めます。

主要施策

- ・質の高い芸術・文化に触れることができる施設の整備・充実や、機会の創出に努めます。
- ・市民文化祭、芸術・文化コンクールなどの開催を支援し、市民の芸術・文化活動を促進します。また、趣味のサークル、団体などの市民の主体的な芸術・文化活動を支援するとともに、空店舗など活用可能なスペースを利用した「まちかどギャラリー」を設置するなど、身近な発表の場づくりを進めます。
- ・これまで受け継がれてきた文化財、伝統芸能や行事などについては、引き続きその保存、継承に努めます。

【主な事業】

事業名	事業の内容
芸術・文化ふれあいの場形成事業	文化施設の整備・充実、芸術鑑賞機会の創出 など
芸術・文化活動支援事業	市民の芸術・文化活動の支援、市民文化祭の開催 など
伝統文化・芸能保存事業	伝統芸能の継承、文化財の調査・保護

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 文化・芸術活動、発表の場の創出。
- 伝統芸能を守り、創作芸能の育成に向けた支援。

住民意識調査の自由意見から

- 文化ホールを是非作ってほしい。
- アーティストを呼んでイベントをしてほしい。

4) スポーツの振興

基本方向

市民の健康増進や余暇活動の充実及びスポーツの振興に向け、スポーツ活動の活性化と競技力の向上を図ります。

主要施策

- ・既存のスポーツ施設の改修・充実を図るとともに、各施設の機能や配置状況に配慮しつつ、必要に応じて新たな施設の整備を行い、スポーツ活動環境の向上を図ります。
- ・スポーツ団体への活動支援や体育協会の育成強化を図り、地域スポーツ体制の強化に努めます。また、新市の人材や施設などを有効に活用し、地域全域でスポーツ活動を活発化させるための「総合型地域スポーツクラブ」の設立を検討します。
- ・スポーツ競技力の向上や市民の健康増進、余暇活動の充実に向け、様々なレベルに応じてだれもが参加できる各種スポーツイベントや大会の開催を支援します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
スポーツ施設整備事業	運動公園、体育施設等の改修・整備 など
地域スポーツ体制強化事業	総合型地域スポーツクラブの設立検討、スポーツ団体の活動支援、体育協会の育成強化 など
スポーツイベント事業	スポーツフェスタ・大会の開催支援 など

住民意識調査の自由意見から

- いろいろなスポーツができて、スポーツ大会ができる大きな施設がほしい。

総合型地域スポーツクラブ : 地域住民が自主的に運営し、様々な年齢層の人々が、それぞれの関心や興味に応じてスポーツ活動に気軽に参加できるとともに、指導者の育成を行う地域社会に根づいた組織のこと。地域の中に新たな機能を作ることから、コミュニティづくりに結びつくという点からも期待されている。

(6) 地域の特性を活かした産業振興のまち(産業分野)

1) 農林水産業の振興

基本方向

農林水産業の振興を図るため、安定した生産体制の構築を図る一方で、後継者の確保、競争力の強化などに向けた取り組みを推進します。

主要施策

- ・農道やクレーク、漁場などの生産基盤の整備・充実を図ります。
- ・就業者の減少と高齢化が進む中、新たな担い手の確保・育成に向けた各種支援の充実を図ります。
- ・製品の付加価値の向上やブランド力のある特産品の開発に向け、加工施設の整備や流通・販売体制の強化を図ります。
- ・環境と調和した持続可能な農業の実現及び消費者が求める安全・安心な農産物を生産するため、有機農業などの環境に配慮した農業を推進します。また、これを先導する「エコファーマー」の育成を図ります。
- ・新市で生産された新鮮で安全な産品を市民に提供し、市民と生産者間のいわゆる「顔の見える関係」を構築し、相互理解を図るシステムとして、学校給食への地元産品の供給などによる地産地消の仕組みづくりを進めます。
- ・水資源の涵養、治山・治水機能、生態系の保全など、森林が有する多面的な機能を維持・保全するため、森林の保全、育林などを進めるとともに、林業の担い手確保や事業体の経営体質の強化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業の内容
生産基盤整備事業	農林道整備・ため池整備・用排水路整備・漁場環境整備 など
担い手育成事業	後継者育成に係る取り組みの支援
高付加価値化、ブランド化促進事業	加工施設の整備、特産品の研究・開発支援、流通・販売体制の強化 など
環境配慮型農業振興事業	有機農業の推進 など
地産地消システム構築事業	学校給食への地元農・水・畜産物の供給体制の確立 など
森林整備事業	保全・育林事業 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 有機野菜等の高付加価値商品を生産し、ブランドを作り上げる。
- 料理する側からの情報収集、産品開発。
- 産品開発、加工場の設置の支援。

住民意識調査の自由意見から

- 新しい農業に取り組む必要があると思う。
- もっと効率良く収入アップできる農業等を考えないといけない。

エコファーマー：堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、科学農薬の使用量を低減するための生産方式（持続性の高い農業生産方式）を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事に申請し認定された農業者のこと。

2) 商工業の振興

基本方向

長引く不況の中、厳しい状況にある工業の振興に向けた取り組みや、まちなぎわいの創出につながる商業の活性化に努めます。

主要施策

- ・ 店舗の共同化や空き店舗対策に努めるとともに、景観の形成などにより、商店街の環境整備を進めます。また、TMO^{*}の設立や商工会活動の支援、電子商店街^{*}の構築などによる地元商業の活性化を促進します。
- ・ 既存の工業の振興に向けた各種支援体制の充実を図るとともに、積極的な企業誘致活動を行い、新たな雇用の場の確保に努めます。
- ・ 中小企業の経営安定化や設備の近代化に向けた円滑な資金調達を図るため、利子補給などの支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業の内容
商業活性化事業	商店街環境整備、TMO支援事業、空き店舗対策 など
工業振興事業	既存の工業の振興支援、企業誘致の促進 など
中小企業貸付支援事業	利子補給 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 工業の振興や地域内での雇用の場の確保。
- 空き店舗や後継者不在により近い将来、空き店舗になりそうな所には、商店街の街並みを維持するためにも積極的に新規に開業したいお店を誘致する。

住民意識調査の自由意見から

- もっと店やデパートなどを増やして、人がいっぱい来るようなにぎやかなまちにしてほしい。
- 若者が他に出不いような企業誘致、仕事のを最優先に考えなければ、まち全体の活性化はありえない。

TMO :【town management organization】中心市街地活性化法に基づき、市町村の商業関係者が組織する機関のこと。市町村の基本計画にのっとり、中小小売商業高度化事業構想を策定し、それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。

電子商店街 : インターネット上で仮想的な商店もしくは商店街を構成し、自宅にいながら、買い物ができる仕組みのこと(カタログショッピングのイメージに近い)。

3) 観光の振興

基本方向

各地に分布する観光資源の活用と有機的に連携させ、新市全域の観光振興を図ります。また、積極的なPRを進め、集客力の強化や交流人口の拡大を目指します。

主要施策

- ・既存の観光資源については、それぞれの魅力を増大させるための施設・設備の整備を進めます。また、農林水産業や伝統工芸、多彩な自然環境などを活用し、体験型観光への展開を図ります。
- ・個々の観光施設・資源の有機的連携を図るため、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムや海山味覚体験ルートなどの設定を検討し、周遊型、滞在型の魅力ある新市独自の観光プログラムを策定します。
- ・観光案内板の設置や観光マップの作成など、来訪者への情報提供の充実を図ります。また、ホームページなどによる広域的な情報発信や、産業まつりなどの魅力あるイベントの開催により、観光PRの強化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業の内容
観光施設整備事業	既存観光施設の整備・充実、体験型観光への展開 など
観光資源ネットワーク化事業	観光資源周遊プログラムの策定(海山味覚体験ルート)、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムへの展開 など
観光情報提供、PR促進事業	案内サイン整備、広域的な観光情報発信、観光マップの作成 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- ハード面のみでなく、ソフト面(イベント・お祭り)を市民とともに企画し、観光客を呼び込む新たな観光資源として位置づける。
- 4町全体の観光マップの作成、4町併せた観光ルートの設定。
- お客さんが来てくれるのを待つ姿勢から積極的に観光客を呼び込むようなPR活動を行い、来訪者のための充実した観光情報を発信する。

住民意識調査の自由意見から

- ふるさとの味や特産品の出品大会などで、観光の土産品を選び出してはどうか。
- 自然の美しさなどを生かして観光客を呼び込むと良いと思う。

グリーンツーリズム、ブルーツーリズム：農山漁村生活や農林漁業体験を通じ、地域の人々と交流したり、川や海・田園景観・風景などを楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

4) 新産業の育成と後継者の確保

基本方向

新市が有する人材、技術、知識を活かし、新たな産業の育成へ向けた取り組みや、次代の産業を担う企業の育成と人材の確保を図ります。

主要施策

- ・企業・団体・研究機関等との交流や異業種間の交流を進め、コミュニティビジネス^{*}やベンチャー企業^{*}などの新たな起業化を促進します。また、情報通信産業、新素材産業などの新たな分野における産業の育成・創造に向けた支援体制を強化します。
- ・豊かな自然に囲まれた良好な就労・居住環境の積極的なPRや、支援制度の充実によりU・J・Iターン^{*}を促進し、次代の産業を担う人材の確保を図ります。

【主な事業】

事業名	事業の内容
新産業、起業化育成事業	ベンチャー企業、コミュニティビジネス等起業化支援、新産業育成支援 など
U・J・Iターン支援事業	支援制度の創設 など

コミュニティビジネス : 地域の人々が、労働力、原材料、技術力などの地域資源を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すこと。実施主体は、民間非営利活動団体(NPO)、企業組合、農業法人のほか、有限会社、株式会社など。分野は、介護サービス、子育て支援など。

ベンチャー企業 : 専門性が高く革新力に富んだ知識集約型の小企業のこと。

U・J・Iターン : 【Uターン】地方出身者が出身地へ戻ること。

【Jターン】地方出身者が出身地には戻らず、大都市と出身地の間の他の地域に移ること。または、出身地近くの地域に移ること。

【Iターン】大都市で生まれ育った者が地方へ移ること。または、地方出身者が出身地以外の地域に移ること。

(7) 参画と自治による開かれたまち (参画・自治分野)

1) 人権の尊重と男女共同参画社会の形成

基本方向

社会的身分や家柄、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人が分け隔てなく幸せに暮らせるよう、個人の人権が尊重される社会の実現を目指します。また、人々の意識や行動、社会の制度や慣行の中に根強く残る性的差別や性別による固定的な役割分担意識を解消し、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を構築します。

主要施策

- ・ 地域・学校などのあらゆる場において、人権教育活動を展開し、市民意識の普及啓発に努めます。
- ・ 男女共同参画基本計画を策定するとともに、各種審議会への女性登用など、男女が平等に社会活動に参画できる環境づくりを目指します。
- ・ 男女共同参画社会の構築に向けた各種活動の拠点、情報提供・交換の場の設置を検討します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
人権教育普及・啓発事業	人権教育・啓発活動及び同和対策事業の推進
男女共同参画社会構築事業	男女共同参画基本計画の策定、各種審議会への女性登用、活動拠点設置の検討 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 男性の子育て参画などの環境づくり。

2) 住民参画の推進

基本方向

市民がまちづくりに積極的に参画し、市民と行政がともに考え、より良い新市を創造していく協働のまちづくりを推進します。

主要施策

- ・ 市政モニターの委嘱やインターネットの活用などにより、市政に対する意見や要望を幅広く聴き、積極的に行政運営に取り入れていく広聴の体制を確立します。
- ・ 各種委員会などの政策検討の場へ積極的に市民を登用します。
- ・ 市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり団体、ボランティア団体、NPOなどの組織を育成・支援するとともに、市民と行政の役割分担などを含めたルールづくりを検討します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
協働のまちづくり推進事業	市民からの広聴を受け入れる体制の確立、政策検討の場への市民の積極的登用、まちづくり団体等の育成・支援 など

住民意識調査の自由意見から

- これからの行政は、今まで以上に明るくオープンに発想の転換を図り、若い人の意見を大いに取り入れるべきです。

3) 住民活動の推進

基本方向

高齢化の進行や多様化する住民ニーズに柔軟かつ適切に対応できる住民サービスを実現するため、従来のような行政単独ではなく、市民自らが地域について考え、自らで対処していくような住民活動を推進します。

主要施策

- ・ 支援機関の設立などを通じ、福祉、環境、教育など、様々な分野にわたる、NPO、ボランティア活動の活性化を図ります。
- ・ 市民の主体的な地域づくり活動を促進するため、人材の育成や派遣、まちづくり基金の設置の検討などの支援を行います。また、地域で責任を持って自治活動を行う仕組みづくりについて検討します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
ボランティア、NPO等住民活動活性化事業	支援機関の設立 など
地域づくり活動支援事業	人材の育成、まちづくり基金の設置の検討 など

小城郡まちづくり委員会からの提案

- 地域人材ボランティア登録バンクを設置してはどうか。
- 地区の人のお互いのボランティアの活発化を図るため、地域通貨*等の発行を行ってはどうか。
- ボランティアの活発化を促進するため、リーダー育成等に対する支援を行う。

住民意識調査の自由意見から

- 老若男女、近隣住民がお互い譲り合い、助け合えるまちづくりを望む。

地域通貨 : ある特定のコミュニティの中で、お互いにもものやサービスのやり取りをするときにのみ流通する貨幣のこと。環境、福祉、教育、文化など、通常の貨幣では媒介しづらい価値を媒介すること。

4) 情報公開の推進

基本方向

市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民の参加を促進するとともに、公正で開かれた市政を推進するため、積極的な情報の公開に努めます。

主要施策

- ・ 情報公開制度の定着を図るとともに、議会の議事公開など、市民が求める行政情報の適正かつ積極的な公開に努めます。
- ・ 広報などによる積極的な情報発信を進めるとともに、ホームページなどを活用した市民と行政の情報・意見交換システムを構築します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
情報公開推進事業	市民が求める情報の適正かつ積極的な公開、積極的な情報発信、意見交換のためのシステムの構築 など

(8) 効率的な行財政運営のまち (行財政改革)

1) 行財政の効率化

基本方向

限られた財源の有効活用を図るため、行財政の効率化に努めるとともに、多様化する住民ニーズに対応できる質の高い行政サービスを提供します。

主要施策

- ・住民ニーズに柔軟に対応できる弾力的な人員配置、適正な人員管理を進め、効率的・効果的な行政組織の構築に努めます。また、各種システムの統合や電子化を図るなど、事務処理の効率化に努めます。
- ・高度で質の高い行政サービスを提供するため、職員研修の実施や人事評価制度の導入により、職員の資質の向上に努めます。
- ・行政の説明責任を果たし、公正で合理的な行政運営を図るとともに、成果重視の行政運営への転換を目指し、事務事業等の評価を実施する行政評価システムを導入します。
- ・合併の効果や施策の重要度、緊急性などを考慮しつつ、「新市まちづくり計画」の実現に向け、中・長期的な財政計画を策定し、健全な財政運営を図ります。また、公共施設などの整備にあたっては、民間のノウハウや資金を活用するPFI方式^{*}の導入などについても検討します。
- ・合併による行財政の効率化を図るため、合併後5年を目途に本庁方式へ移行します。

【主な事業】

事業名	事業の内容
行財政体制強化事業	適正かつ効率的な行財政組織の確立、電子自治体の構築、職員研修の充実、庁舎整備の検討 など
行政評価システム導入事業	事務事業等評価の実施 など
財政効率化推進事業	中・長期財政計画の策定、PFI方式の導入検討 など

住民意識調査の自由意見から

- 行政に求められている部分と、民間に移譲すべき部分のメリハリをつけて、スリムで活力のある行政組織になってほしい。
- 行政に対する住民の評価が随時反映される組織に改善されることを希望します。

P F I方式 :【private finance initiative】民間資金主導と訳され、民間の参加により、社会資本の効率的整備と公共の財政支出の有効活用を図ることを目的とした整備手法のこと。1990年代前半にイギリスで行財政改革の一環として編み出され、日本でも1999年9月に事業者の選定や評価基準、国の支援策などを定めた「民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が施行された。

第6章 新市における佐賀県事業の推進

1. 佐賀県事業の推進

新市は、合併後の一体的なまちづくりを実現するため、本計画に掲げられた県事業の重点的な実施が図られるよう努めるとともに、県中部の拠点都市を目指し、事業の推進に向けて関係機関と協議を行っていきます。

2. 新市における佐賀県的主要事業

施策の柱	事業名
幹線道路網の整備	主要地方道 牛津芦刈線 地方特定道路整備事業 主要地方道 小城富士線 地域振興特別道路整備事業 主要地方道 小城富士線 緊急地方道路整備事業 主要地方道 小城富士線 道路改築事業 一般県道 川上牛津線 地方特定道路整備事業 主要地方道 小城牛津線 地域振興特別道路整備事業 主要地方道 佐賀外環状線 地方特定道路整備事業 一般国道 444号 佐賀福富道路 道路改良事業(有明海沿岸道路) 一般県道 江北芦刈線 緊急地方道路整備事業 一般県道 江北芦刈線 道路改良事業
地域情報化の推進	公共ネットワーク整備事業
生活道路の整備	小城駅千葉公園線 地方特定街路整備事業 一般県道 牛津停車場線 地域振興特別道路整備事業
防災・消防・防犯・交通安全対策の推進	通常砂防事業 地すべり対策事業 河川改修事業 地盤沈下対策事業 一般県道 川上牛津線 交通安全施設等整備事業 一般国道 207号(柿樋瀬)交通安全施設等整備事業 一般国道 444号(永田)特定交通安全施設等整備事業 主要地方道 牛津芦刈線 交通安全施設等整備事業
子育て支援・児童福祉の充実	ファミリー・サポート・センター事業
スポーツの振興	佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭 県民体育大会
農林水産業の振興	県営土地改良総合整備事業 有明海漁場環境保全創造事業 福所江漁港漁港機能高度化事業



第7章 公共施設の適正配置と統合整備

文化・スポーツ・教育・福祉などの各種公共施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性に応じた機能・役割分担、財政事情などを考慮しながら、適正配置と統合整備、機能の充実を計画的に進めます。

各町の旧庁舎については、当面は分庁方式（支所機能を含む）として活用しますが、本庁方式への移行後は廃止し、支所機能の一部については、各町の保健福祉センターや公民館などへの移転を検討します。ただし、平成27年3月までには、支所機能のあり方も含めてさらに見直しを進めます。



第8章 財政計画

1. 前提条件

この財政計画は、合併年度の平成 16 年度から平成 26 年度までのおおむね 10 年間について、歳入、歳出の各項目ごとに過去の実績などをもとに、合併に係る特例措置などを見込むとともに、地方交付税、国・県補助金などの依存財源を過大に見積もることがないように普通会計ベースで策定しています。

また、想定される合併効果を最大限に活用できるように一般財源の増収（地方税の適正な徴収、有利な地方債の活用による交付税への算入など）及び支出の削減（人件費、物件費の削減など）に努めながら、財政基盤の強化を図るとともに、基金等についても安全確実な管理・運営を行い、健全な財政運営を進めます。

第 5 章において示した主要施策・主な事業については、合併後の新市において、緊急性・効果などを勘案し策定する実施計画などに従い、限られた財源のなかで、効率的・効果的な実施を図ります。

なお、歳入・歳出の前提条件は次のとおりです。

【歳入】

（１）地方税

地方税については、過去の実績などを踏まえ、人口推移を勘案しながら現行税制度を基本に算定しています。

（２）地方交付税

地方交付税については、平成 15 年度の普通交付税額をもとに、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定しています。また、合併特例債の償還に係る交付税措置分やその他の合併支援措置分を見込んでいます。

（３）各種交付金

各種交付金については、過去の実績などにより算定しています。

（４）分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績などにより算定しています。

（５）使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績などにより算定しています。

（６）国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績などにより算定し、生活保護費国庫負担金のほか合併に係る財政支援措置分を見込んでいます。

（７）繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するために基金からの繰入金を見込んでいます。

（８）諸収入

諸収入については、過去の実績などにより算定しています。

（９）地方債

地方債については、新まちづくり計画の事業の実施に伴う合併特例債及び通常債を見込むこととし、現行制度に基づく減税補てん債及び臨時財政対策債借入額を併せて見込んでいます。ただし、通常の地方債の発行はある程度抑制し、合併特例債を活用することを見込み算定しています。

【歳 出】

(1) 人件費

人件費については、合併に伴う町長などの特別職や議員などの減少、一般職の定数の適正化を図ることにより、人件費の削減を見込んでいます。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績などを踏まえ、合併により可能となる経費の節減を見込み算定しています。

(3) 維持補修費

維持補修費については、過去の実績などを踏まえ、合併による経費の縮減効果を見込み算定しています。

(4) 扶助費

扶助費については、過去の実績などを踏まえ、合併後の福祉事務所（生活保護費等）の経費を見込み算定しています。

(5) 補助費等

補助費等については、過去の実績などにより算定しています。

(6) 公債費

公債費については、平成16年度までの地方債に係る償還予定額に、合併後の新市まちづくり計画の事業の実施に伴う合併特例債や新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

(7) 積立金

積立金については、年度間の財源を調整するために財政調整基金等への積立てを見込んでいます。

(8) 投資及び出資金・貸付金

投資及び出資金・貸付金については、過去の実績などにより算定しています。

(9) 繰出金

繰出金については、国民健康保険、老人保健及び介護保険事業などへの繰出金を見込んでいます。

(10) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市まちづくり計画にもとづく事業費及びその他の経常的な事業費を見込み算定しています。

2. 財政計画

歳入

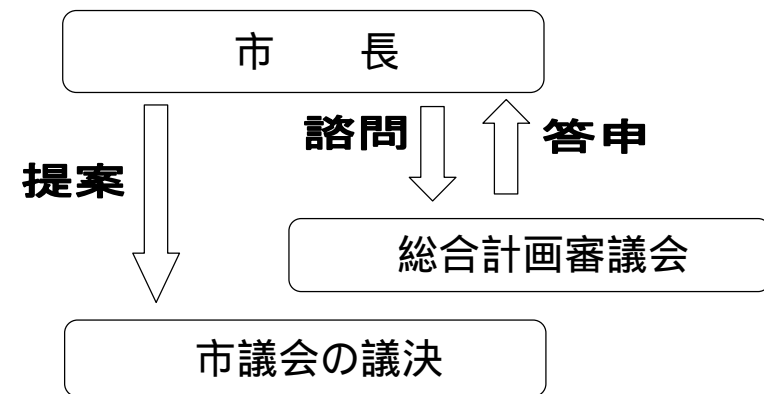
(単位：百万円)

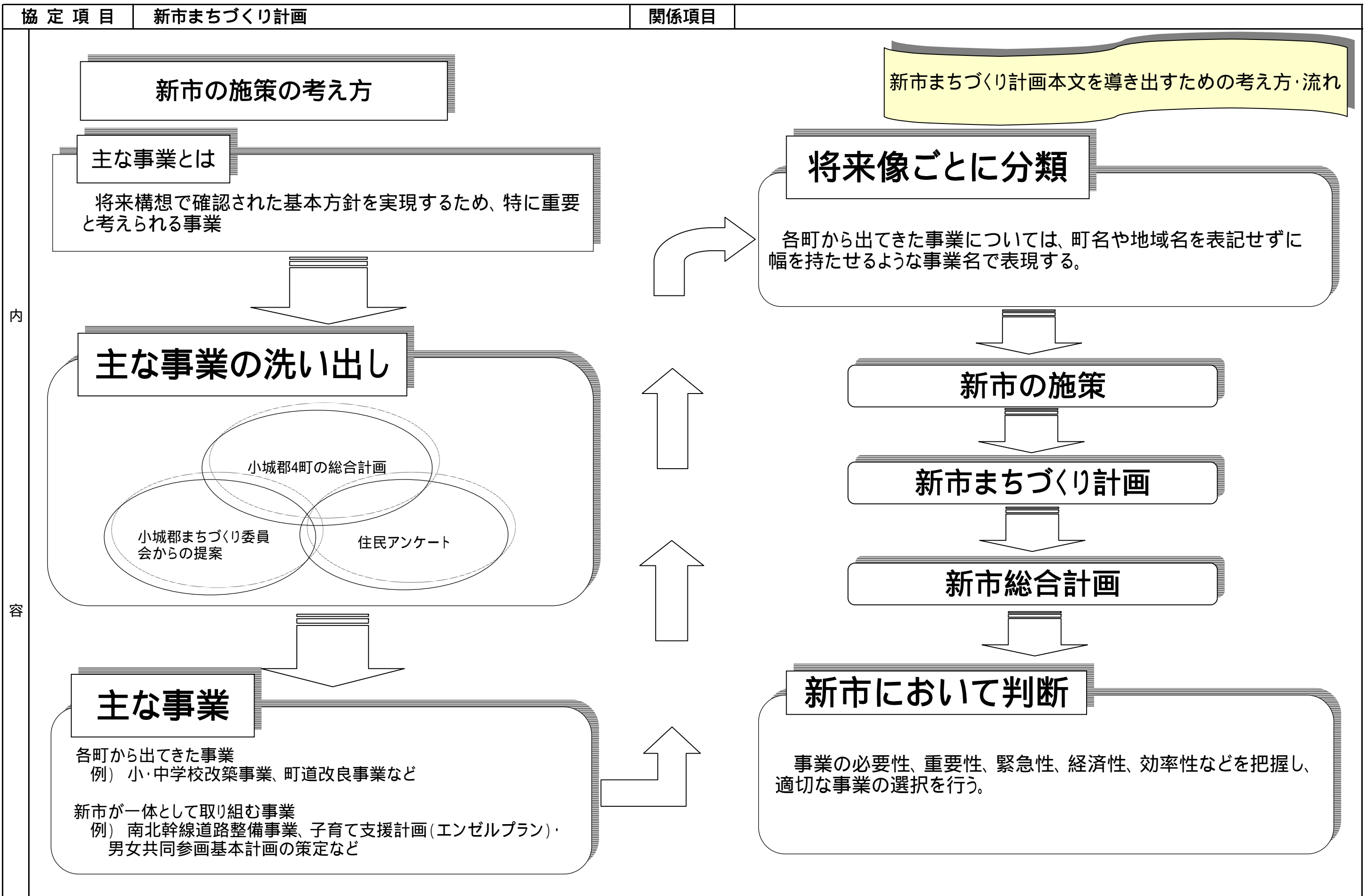
区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	3,413	3,446	3,377	3,413	3,454	3,418	3,458	3,506	3,466	3,508	3,547
地方交付税	5,059	5,781	5,796	5,743	5,626	5,784	5,819	6,138	6,375	6,542	6,707
各種交付金	762	764	765	767	768	768	768	771	773	773	774
分担金及び負担金	234	240	236	233	233	233	230	230	226	226	226
使用料及び手数料	305	307	307	307	317	327	337	347	347	347	347
国庫支出金	1,513	2,106	2,453	2,596	2,028	1,604	1,469	1,293	1,152	1,184	1,107
県支出金	1,195	998	990	970	1,019	835	772	773	772	781	777
繰入金	513	1,443	975	1,263	545	320	303	193	160	260	256
諸収入	389	400	367	367	367	367	367	367	367	367	367
地方債	1,759	3,034	4,136	3,894	3,103	2,881	2,881	2,689	2,673	2,718	2,720
その他	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
歳入合計	15,207	18,584	19,467	19,618	17,525	16,602	16,469	16,372	16,376	16,771	16,893

歳出

(単位：百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	3,627	3,513	3,491	3,462	3,437	3,406	3,300	3,229	3,134	3,114	3,063
扶助費	1,419	1,659	1,667	1,673	1,685	1,691	1,699	1,706	1,712	1,724	1,729
公債費	1,820	2,262	1,463	1,585	1,670	1,826	1,995	2,168	2,294	2,378	2,412
物件費	2,081	2,028	1,981	1,981	1,977	1,817	1,816	1,814	1,810	1,807	1,825
維持補修費	74	75	77	78	80	81	84	87	92	95	98
補助費等	1,899	1,837	1,812	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,833
積立金	200	1,506	1,409	1,267	892	931	816	891	826	954	1,280
投資及び出資金・貸付金	186	166	158	158	158	158	158	158	158	158	158
繰出金	1,055	1,298	1,350	1,404	1,501	1,571	1,612	1,598	1,694	1,770	1,674
普通建設事業費	2,846	4,240	6,059	6,197	4,312	3,308	3,176	2,908	2,843	2,958	2,821
歳出合計	15,207	18,584	19,467	19,618	17,525	16,602	16,469	16,372	16,376	16,771	16,893

協定項目	新市まちづくり計画	関係項目	
内容	<p>新市の施策の考え方</p>	<p>(合併協議会) 現在</p>	<p>(新市) 将来</p>
	<p>新市まちづくり計画本文を導き出すための考え方・流れ</p>		
<p>新市の施策</p> <p>新市将来構想で確認された、まちづくりの基本理念、将来像を基にまちづくりの主要施策、主な事業を掲げる。</p>	<p>新市の総合計画の策定</p> <p>合併協議会で策定した新市まちづくり計画(建設計画)を基に新市の総合計画(マスタープラン)を策定する。</p>		
<p>しかし、現時点においては、</p> <p>不確定要素が多い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の優先度、緊急度などの採択基準 ・事業の箇所付けの決定 ・新市の予算配分……etc 	<p>新市の総合計画の決定</p> 		
<p>したがって</p> <p>新市まちづくり計画にかかる主な事業は、まちづくりの方向性(アウトライン的なもの)を定めるもの。</p> <p>将来的にどのような事業が計画されても柔軟に対応できるような文章表現にする。 主たる目的は、「合併特例債」の対象事業に柔軟に対応できる内容にする。</p>	<p>新市の総合計画の実施</p> <p>各町が計画する事業及び新市一体として取り組む事業の実施計画を策定する。</p> <p>新市で実施</p>		



参考資料2

財政計画(16年度～32年度)

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地 方 税	3,413	3,446	3,377	3,413	3,454	3,418	3,458	3,506	3,466	3,508	3,547	3,547	3,550	3,554	3,554	3,558	3,562
地 方 交 付 税	5,059	5,781	5,796	5,743	5,626	5,784	5,819	6,138	6,375	6,542	6,707	6,656	6,501	6,289	6,040	5,786	5,723
各 種 交 付 金	762	764	765	767	768	768	768	771	773	773	774	774	774	774	774	774	774
分 担 金 及 び 負 担 金	234	240	236	233	233	233	230	230	226	226	226	221	221	221	221	221	221
使 用 料 及 び 手 数 料	305	307	307	307	317	327	337	347	347	347	347	347	347	347	347	347	347
国 庫 支 出 金	1,513	2,106	2,453	2,596	2,028	1,604	1,469	1,293	1,152	1,184	1,107	1,074	1,077	1,081	1,084	1,089	1,091
県 支 出 金	1,195	998	990	970	1,019	835	772	773	772	781	777	756	757	766	756	756	756
繰 入 金	513	1,443	975	1,263	545	320	303	193	160	260	256	134	114	114	114	114	114
諸 収 入	389	400	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367
地 方 債	1,759	3,034	4,136	3,894	3,103	2,881	2,881	2,689	2,673	2,718	2,720	1,568	1,790	1,552	1,552	1,491	1,477
そ の 他	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
歳 入 合 計	15,207	18,584	19,467	19,618	17,525	16,602	16,469	16,372	16,376	16,771	16,893	15,509	15,563	15,130	14,874	14,568	14,497

歳出

(単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人 件 費	3,627	3,513	3,491	3,462	3,437	3,406	3,300	3,229	3,134	3,114	3,063	3,020	2,970	2,918	2,880	2,856	2,859
物 件 費	2,081	2,028	1,981	1,981	1,977	1,817	1,816	1,814	1,810	1,807	1,825	1,769	1,657	1,545	1,433	1,321	1,265
維 持 補 修 費	74	75	77	78	80	81	84	87	92	95	98	98	98	98	98	98	98
扶 助 費	1,419	1,659	1,667	1,673	1,685	1,691	1,699	1,706	1,712	1,724	1,729	1,734	1,738	1,742	1,747	1,751	1,756
補 助 費 等	1,899	1,837	1,812	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,833	1,800	1,734	1,668	1,602	1,536	1,503
公 債 費	1,820	2,262	1,463	1,585	1,670	1,826	1,995	2,168	2,294	2,378	2,412	2,461	2,458	2,539	2,594	2,593	2,681
積 立 金	200	1,506	1,409	1,267	892	931	816	891	826	954	1,280	816	698	585	401	276	205
投資及び出資金・貸付金	186	166	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158
繰 出 金	1,055	1,298	1,350	1,404	1,501	1,571	1,612	1,598	1,694	1,770	1,674	1,701	1,757	1,770	1,754	1,753	1,737
普 通 建 設 事 業 費	2,846	4,240	6,059	6,197	4,312	3,308	3,176	2,908	2,843	2,958	2,821	1,952	2,295	2,107	2,207	2,226	2,235
歳 出 合 計	15,207	18,584	19,467	19,618	17,525	16,602	16,469	16,372	16,376	16,771	16,893	15,509	15,563	15,130	14,874	14,568	14,497

指標比較表

(単位:百万円)

項目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
經常収支比率	単純合計	84.4%	85.1%	85.2%	85.3%	86.1%	85.4%	86.4%	86.5%	85.7%	85.1%	84.2%	83.6%	82.2%	81.2%	81.1%	80.8%	80.5%	80.6%
	合併特例債100%適用 (新規50%+振替50%)	84.4%	88.1%	84.7%	84.0%	84.8%	84.1%	83.5%	84.2%	83.5%	82.9%	82.0%	81.4%	80.4%	80.0%	80.5%	80.7%	81.0%	81.5%
	合併特例債100%適用 (新規100%)	84.4%	88.1%	84.7%	84.0%	85.0%	84.4%	84.0%	85.2%	84.9%	84.8%	84.5%	84.3%	84.6%	84.6%	85.0%	85.4%	85.7%	86.2%
積立金	単純合計	17,357	17,048	15,955	15,333	14,408	14,122	14,055	13,962	14,028	14,045	14,171	14,404	14,378	14,373	14,367	14,297	14,226	14,156
	合併特例債100%適用 (新規50%+振替50%)	17,357	17,059	17,138	17,587	17,606	17,969	18,587	19,115	19,824	20,508	21,318	22,258	22,956	23,555	24,041	24,343	24,519	24,624
	合併特例債100%適用 (新規100%)	17,357	17,059	17,138	17,528	17,472	17,743	18,255	18,621	19,114	19,526	20,010	20,568	20,821	20,937	20,934	20,741	20,422	20,032
起債残高	単純合計	16,963	17,310	18,433	20,327	21,906	22,628	22,982	23,230	23,180	23,051	22,948	22,680	22,495	22,753	22,721	22,369	22,310	22,123
	合併特例債100%適用 (新規50%+振替50%)	16,963	17,310	18,433	21,454	24,160	26,009	27,434	28,695	29,600	30,366	31,097	31,604	31,001	30,775	30,194	29,282	28,651	27,881
	合併特例債100%適用 (新規100%)	16,963	17,310	18,433	22,581	26,414	29,390	31,885	34,160	36,020	37,681	39,246	40,528	39,506	38,798	37,667	36,195	34,993	33,639
起債制限比率 (3年)	単純合計	5.7%	5.8%	5.7%	5.3%	5.2%	5.3%	5.8%	6.3%	6.5%	6.5%	6.1%	5.6%	5.1%	4.6%	4.3%	4.0%	3.6%	3.3%
	合併特例債100%適用 (新規50%+振替50%)	5.7%	5.8%	5.7%	5.2%	4.9%	5.0%	5.5%	5.9%	6.1%	6.0%	5.6%	5.0%	4.5%	4.0%	3.7%	3.5%	3.1%	2.9%
	合併特例債100%適用 (新規100%)	5.7%	5.8%	5.7%	5.2%	5.0%	5.1%	5.5%	6.0%	6.2%	6.1%	5.6%	5.1%	4.6%	4.2%	4.0%	3.8%	3.5%	3.3%

【經常収支比率】: 毎年經常的に入ってくる額(町税、普通交付税)を毎年經常的に支払わなければならない額(人件費、公債費、物件費)で割った指数。
具体的には、この指数が低いほど自由に使えるお金が多いこととなり、柔軟な施策がとりやすくなる。

【起債制限比率】: 標準的な財政規模(同等程度の規模の団体が標準的に必要とされる額)で実際に支払われる公債費を割って求めた指数。
通常はこの指数3年分を平均した指数を使用する。具体的には、この指数20%を超えた場合、起債の許可に制限が加えられる。